

第1日目（6月12日）

○議 長（阿部俊夫君） おはようございます。ただいまから平成24年6月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は26名であります。定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため欠席、会計管理者から病気療養のため欠席の届が出ておりますのでこれを許します。

また、秘書広報室及び新潟日報社から写真撮影の許可の願いが出ておりますのでこれを許します。

（午前9時30分）

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は会議規則第81条の規定により、議席番号17番・腰越 晃君及び議席番号18番・阿部俊夫君の両名を指名いたします。

（「了承」の声あり）

○議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本定例会の会期については、去る6月4日の議会運営委員会において協議していただいた結果、お手元に配付をした会期日程のとおり決定していただきました。つきましては本定例会の会期は本日6月12日から6月22日までの11日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日6月12日から6月22日までの11日間と決定いたしました。

○議 長 暫時休憩いたします。

（午前9時31分）

○議 長 休憩を閉じ、これより表彰伝達式を行います。

（午前9時32分）

○議 長 この表彰は全国市議会議長会表彰規程に基づき表彰を受けるものであります。被表彰者の氏名を事務局長に朗読させます。

○議会議務局長 それでは被表彰者のお名前を朗読させていただきます。なお、敬称は略させていただきます。恐縮でございますが、お名前を申し上げましたら前の方にお進みをいただきたいと思っております。

全国市議会議長会表彰規程に基づき表彰を受けた者、阿部俊夫、市議会議員在職15年以上表彰であります。牛木芳雄、市議会議員在職10年以上表彰であります。若井達男、同じく10年以上表彰であります。以上3名の方が表彰を受けられました。誠にめでとうございます。では、最初に阿部議員様、前の方にお進みください。

○議 長 表彰状 南魚沼市 阿部俊夫殿。

あなたは市議会議員として15年、市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので、第88回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。平成24年5月23日 全国市議会議長会会長 関谷 博、代読。どうもおめでとうございます。

(拍手)

○議長 長 表彰状 南魚沼市 牛木芳雄殿。

あなたは市議会議員として10年、市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので、第88回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。平成24年5月23日 全国市議会議長会会長 関谷 博、代読。どうもおめでとうございます。

(拍手)

○議長 長 表彰状 南魚沼市 若井達男殿。

あなたは市議会議員として10年、市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので、第88回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。平成24年5月23日 全国市議会議長会会長 関谷 博、代読。どうもおめでとうございます。

(拍手)

○議会事務局長 おめでとうございます。ご着席ください。

○議長 長 ここで市長より祝辞をお願いいたします。

○市長 それでは表彰をお受けになりました御三方に祝辞を申し上げます。

本日ここに、全国市議会議長会表彰をお受けになられました阿部俊夫議員様、牛木芳雄議員様、若井達男議員様、おめでとうございます。市民とともに心からお祝い申し上げますとともに、長年にわたり市の発展にご尽力いただきましたことに対し深く感謝申し上げます。このたび表彰を受けられました3名の方々は、その円満なるご人格と市政に対する熱意により市民の厚い信頼を受けられ、合併前から継続して阿部議員様は24年以上、牛木議員様、若井議員様は13年以上にわたり議員としてご活躍いただいております。

阿部議員様におかれましては、これまで市議会において議会議員会長、六日町議会において議会議長、総務文教委員長等の要職を歴任されました。牛木議員様におかれましては、市議会において社会厚生委員長、六日町議会においても社会厚生委員長の要職を歴任されました。若井議員様におかれましては、これまで市議会において議会議長、議会運営委員長、産業建設委員長の要職を歴任されたところであります。

御三方ともそれぞれ豊かな識見と卓越した手腕をもって、議会の円滑な運営に努められ多大なご貢献をされるとともに、市政の健全なる発展のために終始一貫してご努力賜りました。深く敬意を表する次第であります。

昨年の東日本大震災では被災地の復興、原子力災害の対応、被災地への支援など多くの課題が発生しております。国と地方が一致団結して取り組まなければならない状況にあるにも関わらず、必ずしもその足並みがそろっているとは言い難いところがございます。国と地方の協議の場の中で、真に地方が必要とする施策を国と協議していくためにも、地方議会の使命はますます重大となり、当市にあっても議員の皆様方の使命は誠に大きなものがあろうか

と思っております。御三方には今後ともご自愛いただきまして、南魚沼市の発展のためにさらなるお力添えを賜りますようお願い申し上げますとともに、このたびの受賞を心からお祝い申し上げます甚だ簡単でありますけれどもご祝辞とさせていただきます。本日は大変おめでとうございました。

(拍手)

○議 長 被表彰者はご着席ください。

被表彰者から謝辞をお願いいたします。最初に阿部俊夫君からお願いいたします。ご登壇をお願いいたします。

○阿部俊夫君 皆さんおはようございます。ただいま貴重な時間をいただきまして、全国市議会議長会の会長さんの表彰を頂きましたが、本当にありがとうございます。昭和60年に初めて六日町の議会に出させていただきますまして四半世紀が経ったわけです。当時は富所四郎さんという方が一番ベテランでしたけれども、8期目を一緒にさせていただいて、本当によくいやにならないでここまで務めましたね、という話を富所さんした覚えがあります。今度は皆さんにそういうふうと言われるような立場になってしまいました。

議会というところは、当時はチェック機関、町長、執行部に対するチェック機関ということで、ずっとそういう認識でおりましたけれども、近年は2000年の地方分権一括法の改正以来、単なるチェック機関ではなくて、機関委任事務から自治事務ということが議会でもちゃんと責任を持ってやるということで位置づけられております。そんなことでいろいろな議案だとか政策の立案、あるいは執行部のいろいろな議案に対しても厳しくやはりチェックのみならず、自分たちもいろいろな立案をしなければいけない。そういうふうなことに大きく様変わりをしたわけですので、これからの議会というのはそれだけの権限もある。一つになってやはりみんなと一緒に、そういったことを前向きにやっていかなければいけないなどそんなことを認識しております。

本当に大勢の皆さんのお世話になってここまで来たわけですが、深く感謝をしながら残された任期も一生懸命務めてまいります。本日はどうもありがとうございました。

(拍手)

○議 長 次に牛木芳雄君お願いいたします。ご登壇お願いします。

○牛木芳雄君 ただいま、表彰をいただきました。大変ありがとうございます。大勢の市民の皆さんあるいは議員の皆さん、執行部の皆さんからご支援をいただき今日があるものだと思っております。

私は4回選挙を戦ってまいりました。最初のときが一番大きく印象があるわけですが、1999年に補欠選挙で立候補いたしました。事情があつて2人の町会議員が職を辞して、2つの議席を3人で争うという町会議員の補欠選挙でありました。私と若井達男さんとそして渡邊繁美さんの3人で2つの席を争いました。大勢の町民の方々からご支援をいただいて町会議員として当選をさせていただき、そして務めることができました。本当に感謝を申し上げるところであります。

私はずっと社会厚生委員会というところに所属をしておりました。当時六日町議会の革新クラブ、中の事情でありましたが、ほかの委員会には所属させていただけなく社会厚生委員会にずっと所属をしていたわけであります。その頃、介護保険が立ち上がる前年でありました。いつも、いつも介護保険の問題を議論したり勉強したりということでありました。そして翌2000年4月から介護保険制度が始まりました。今年でもう5期になるわけでありまして、当時から比べると大変に保険料が上がったわけでありますが、私も家族が介護保険のお世話になっております。本当にありがたい制度というふうに思っています。

今、団塊の世代といわれる我々の年代が10年後、後期高齢者になるわけでありますが、この頃から多分介護保険制度あるいは医療は大変な時代が来るだろうというふうに思っています。今後これらを含めまして南魚沼市が直面する大きな問題だというふうに思っています。今回この受賞を機会に、さらなる精進をして頑張れとこういうことだと思えます。今期残された任期が我々は1年半であります。精一杯頑張るということをお約束申し上げ、一言御礼とさせていただきます。本当にありがとうございます。

(拍手)

○議 長 次に若井達男君、お願いいたします。ご登壇お願いいたします。

○若井達男君 おはようございます。ただいま10年表彰ということで受賞を受けたわけですが、果たしてこの10年が長かったか、短かったか、そんなこと今考えておるところでございます。長きを尊きとせずという言葉もあるそうでございます。退を好むということもあるそうでございます。今ほど前者のお2方がお話し申し上げましたように、私どもの任期はまだございます。長きを尊しとせずとするものか、退を好んだ方がいいのか、まだその判断はできませんが、この与えられた任期を一生懸命全力で全うするという、それが議員の責務ではないかというふうに感じております。これからもまた一汗をかかせていただきたいと思っています。今日は本当にありがとうございます。終わります。

(拍手)

○議 長 なお、全国市議会議長会から表彰を受けられました御三方におかれましては、去る4月26日に北信越市議会議長会より同様の表彰を受けられましたので、この場をお借りしてご報告を申し上げます。以上で表彰伝達式を終わります。

○議 長 片付けのため暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

(午前9時47分)

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで総務部長から発言を求められておりますのでこれを許します。

(午前9時47分)

○総務部長 貴重な時間をお借りして申し訳ありません。今日、議席に議案の差し替え分と訂正のお願いを上げておきましたけれども、それをちょっとご覧いただきたいと思えます。1点目は差し替えで13号報告について一部ミスプリがございましたので丸正を出させていただきます。それから訂正の分でございますが、第8号報告の病院事業会計の補正の

4号でございますが、そこに1ページに記載のように誤りから丸正の方に訂正をお願いしたいということでございます。それからもう1点、裏を開いていただきますと、市長所信表明の正誤表が載っております。大変多くて申し訳ありません。主として下水道の部分でございますが、そこから校了になるまでその情報の流れがちょっとスムーズでなかったということの結果してこうなってしまいました。申し訳ございませんでした。

それから3ページの下の方でございますが、本日、当日配付ということで第75号議案、第76号議案を一部ずつ議席の方に差し上げてございますのでよろしくお願いをしたいと思います。本当に間違えて申し訳ございませんでした。以後気をつけますのでご了承をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議 長 日程第3、諸般の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第4、市長所信表明及び行政報告を行います。

○市 長 改めましておはようございます。

平成24年6月定例会の開会に当たりまして、議員各位のご健勝をお慶び申し上げます。また、日頃市政にご尽力いただいておりますことに対しまして、深甚なる敬意を表しますとともに感謝を申し上げるところであります。

はじめに、このたびの国道253号八箇峠トンネル内爆発事故においてお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、負傷されました方々に心からお見舞いを申し上げます。

ここで、3月定例会以降の経過等についてご報告を申し上げます。

第1に、保健・医療・福祉についてであります。

子宮頸がんワクチン接種助成事業につきましては、昨年度に引き続き中学1年生を対象に実施をいたします。本年から対象ワクチンが2種類となったことから、ワクチンの理解と子宮頸がん予防意識の高揚を図るため、医師による保護者対象の講演会とともに中学1年生男女対象の健康教育を開催いたしました。接種率100パーセントを目指して啓発してまいりたいと思っております。

また、本年3月に「歯でつくるからだの健康こころの元気」を目標に「南魚沼市歯科保健計画」を策定いたしました。この計画を健康づくりの指針の一つとして市民に普及啓発し、昨年度中間評価を行いました「いきいき市民健康づくり計画」とともに、一人ひとりの取組と地域連携による事業を進めてまいります。

新潟大学健康増進医学講座を中心とする研究グループが、南魚沼コホート研究支援事業として行う、うおぬま地方の健康調査——魚沼コホート研究であります——につきましては、市が全面的な協力体制をとりながら5月23日からの住民健診において実施をしております。

ゆきぐに大和病院では、3月31日付で内科、外科、歯科それぞれ常勤医師1名の退職がりましたが、4月1日付で整形外科及び歯科に、6月1日付で精神科にそれぞれの常勤医師1名を採用いたしました。本年1月に受審をいたしました病院機能評価につきましては、

4月6日付で日本医療機能評価機構から正式に認定をいただいたところであります。本年度も引き続き医師の確保に取り組み、市民生活の安定に努めてまいりたいと思っております。

5月2日に一般財団法人新潟県地域医療推進機構の第1回理事会が開催され、魚沼基幹病院の病院長予定者に、新潟大学医歯学総合病院長の内山聖先生が決定をされました。また、5月11日には、建設予定地においてこの魚沼基幹病院の新築工事の起工式が挙行されたところであります。

福祉関係につきましては、本年度は、「第2期地域福祉計画」、「第2期障がい者計画・第3期障がい福祉計画」及び「第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の初年度に当たるため、それぞれの計画の周知を図るとともに、住民福祉の充実と向上を目指して市民、関係機関、団体等と協力・連携しながら各事業計画を推進してまいります。

高齢者福祉関係では、昨年度に引き続き国の補助を受け「生活・介護支援サポーター養成事業」に取り組んでまいります。この事業は市民を対象にサポーター養成を行うことにより、高齢者あるいは障がい者への生活・介護支援サービスの担い手を養成するものであります。

介護保険関係では、社会福祉法人八海福祉会が、昨年9月から大崎地区に建設してまいりました特別養護老人ホーム「雪椿の里」が、5月22日に竣工し、6月1日にオープンいたしました。特養70床、ショートステイ20床、一般デイサービス20床、認知症デイサービス10床の介護施設が開設されたことによりまして、介護保険サービスの向上が図られるとともに、課題となっております特養待機者につきましても大幅に改善されるものと期待をしております。

また、第5期介護保険事業計画期間中に施設整備を予定しております「ミニ特養」1か所、「小規模多機能型居宅介護」2か所、「特定施設入所者生活介護」1か所の実施事業者を選定したところであります。

子育て支援関係につきましては、本年4月1日から「子ども手当」が「児童手当」に変わり、所得制限が導入されました。実際に所得制限が適用となるのは、10月支給分からとなりますが、所得制限を超える世帯に対しましては、中学校終了まで1人当たり月額5,000円が特例給付として支給されることになっております。

平成24年度国民健康保険税につきましては、被保険者の課税所得及び平成23年度の決算見込みを精査した結果、税率を据え置いても運営が可能との見通しが立ちましたので、5月21日開催の国民健康保険運営協議会に諮問を行い、税率の据置きを決定いたしました。その後、5月28日に議会全員協議会の中で内容の説明を行ったところであります。

次に、教育・文化についてであります。

市立総合支援学校につきましては、本年度第1回目の検討委員会を開催し、校歌、校章の制定方法や、通学バス、日中一時支援などの取組について説明を行い、課題等を協議していただきました。また、総合支援学校の概要について、南魚沼市、湯沢町の小・中学校教員、保護者、幼稚園教諭等の皆さんを対象に、6月1日から説明会を実施しております。校舎棟の増改築及び体育館の新設工事は、入札を6月14日に実施をし、本定例会の最終日に契約

案件を上程する予定としております。

大原運動公園整備につきましては、関係者のご協力により順調に実施設計が完了し、第1期工事のうち、野球場、駐車場、調整池等の工事発注手続を進めております。この工事につきましても、本定例会において契約案件を上程しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

図書館建設計画につきましては、ラ・ラ内のテナントとの退店交渉や構内移転交渉を進めるとともに、土地及び建物の買収調整を進めております。当初、実施設計を平成23年度中に完了する予定でございましたけれども、ワークショップ等でのご意見の反映を考慮し、10月末の完了を目標としております。

全国高等学校総合体育大会、これは2012北信越かがやき総体ということだそうですが、これにつきましては、自転車ロードレースが7月28日から、テニス競技が8月9日から、それぞれ当市を会場に開催されます。高校生の熱く爽やかな戦いが繰り広げられますので、ご声援、ご協力をお願いを申し上げます。

4月に設置いたしました子ども・若者支援地域協議会につきましては、困難事例に対し地域ネットワークを機能的に活用するため、7月から保健、福祉及び教育の担当者に向けて、地域ネットワーク形成のための研修会を5回にわたり開催し、担当者の資質向上を図ってまいりたいと思っております。

ユニバーサルデザイン支援事業保育園等の巡回相談訪問につきましては、モデル事業を踏まえ、保健、福祉、子育て及び教育の連携による支援チーム方式で、8か所の保育園を対象に保育士に対する支援を進めております。

子ども担当業務では、小・中学生への性虐待に対する対応と防止を図るため、教育相談員、小・中学校担当教諭を対象に専門研修を実施いたします。

次に、環境共生についてであります。

可燃ごみ処理施設の延命を図るため「施設延命方針」を策定いたしました。現施設の稼働20年以上を目標として、適切な管理を行うとともに経費の削減に取り組んでまいります。

次に、都市基盤についてであります。

国土交通省の本年度予算の内示状況につきましては、社会資本整備総合交付金において、整備計画の目標を実現するための事業に対し、地方公共団体の要望を踏まえ、国として重点的に取り組むべき政策分野、事業の緊急性や進捗状況に配慮して通常分は2兆7,754億円の配分がありました。また、全国防災につきましては、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための事業として2,880億円の配分であります。

当市の道路関係につきましては、通常分では事業費で7億5,086万円、国費ベースは4億4,717万円でありまして、要望額に対し79パーセントの配分でありました。また、全国防災分は事業費で5,200万円、国費ベースでは2,860万円で、要望額に対し100パーセントの配分となりました。災害復旧工事の進捗を考慮し、順次発注をしていきたいと思

っております。

国の直轄事業につきましては、国道17号六日町バイパスに1億5,000万円、浦佐バイパスに6億5,000万円、八箇峠道路に33億5,000万円の配分が4月に公表されました。そのほか、国道17号の交通安全事業は、観光交流拠点「道の駅」に関連して整備が進められます石打自歩道事業その2工事のほか、自転車歩行者道整備あるいは六日町電線共同溝これ等に5か所、総額7億4,600万円の事業が予定をされております。また、湯沢砂防事務所では、水無川水系の高石上流第2号砂防堰堤ほか、三国川水系の小川・土沢・蛭窪地区で土砂災害対策事業、登川水系では登川床固工群や、高棚川では砂防堰堤群など8か所の事業が予定をされております。県営事業は国道291号坂戸バイパス、八海橋の整備など27か所の道路改築事業や歩道整備事業等が予定をされており、河川・砂防関係につきましても十二沢川あるいは城之入川などの改修事業が予定されております。今後とも事業促進に向け、国、県に強く働きかけていきたいと思っております。

昨年の新潟・福島豪雨によります公共土木施設災害復旧状況につきましては、災害関連工事を含む全80か所の内22か所を完了し、現在、残りの58か所について工事中であります。また、県及び直轄による災害復旧事業及び災害関連事業につきましても、地域の皆様のご協力により復旧工事が進められており、安全・安心のための早期復旧に努めてまいりたいと思っております。

市民の住環境の向上と地域経済の活性化を目的とします「住宅リフォーム事業」は、事業実施3年目を迎えて、本年度は5月1日から受付を開始したところであります。5月23日現在では、614件、事業費5億6,832万円、補助交付予定額4,988万円の申込みがあります。また、5月末になりまして、申込期間内の状況が当初予算を大きく上回るが見込まれますので、本定例会に補正予算3,600万円を計上いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

下水道事業の本年度の内示状況であります。社会資本整備総合交付金の県内市町村分は、前年比80パーセントの配分となりました。当市におきましては、昨年の豪雨災害による復旧工事を優先させるため要望額を減額したことにより、事業費で11億円、国費ベースは5億5,000万円の配分となりました。工事の発注は、本年度の災害復旧工事の進捗を考慮し、6月以降順次発注していきたいと考えております。

次に、産業振興についてであります。

はじめに農業関係につきましては、国はこれまで、戸別所得補償制度の導入、食の安全・安心の確保、農業の6次産業化を三本柱として「食料・農業・農村基本計画」を策定し、諸施策を進めてまいりました。

しかしながら、高齢化の進展あるいは担い手不足これが深刻な状況になっているため、この再生策として、昨年10月25日に「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」を策定し、「食料・農業・農村基本計画」これ等に定める目標の達成を目指していくこととしました。

その具体的な取組方針として、地域の話合いによる人・農地プラン、地域農業マスタープランでありますけれども、これを作成した中で、農地集積の推進、新規就農者の増大などを図り、持続可能な農業基盤の確立に向け、取組を進めることとしております。

当市でも、人・農地プラン推進チームを立ち上げ、プランの作成と農業者支援に向け、取組を進めているところであります。

平成24年産米の当市への生産数量目標は、昨年度より175.24トン減の2万1,235.21トンの配分となりました。また、県間調整につきましては、昨年度並みの作付け水準を確保すべく取り組みをいたしましたけれども、当初は福島県、上越市からの1,357トンにとどまりました。これは対前年比47.4パーセントという厳しい結果であります。

これを受けまして、市内両地域農業再生協議会では、2月23日から3月23日まで171会場で説明会を行い、県間調整の希望者への配分を行うとともに、水稻生産実施計画書の取りまとめを開始いたしました。

しかし、4月下旬に宮城県との間で新たに650トンの県間調整がまとまり、合計で2,007トンとなりまして、対前年比70.1パーセントを確保することができたところであります。現在、市内両地域農業再生協議会では、急きょ追加要望の取りまとめを行いまして、現在集計作業を進めているところであります。

県間調整につきましては、今後も厳しい情勢が続くものと思われませんが、魚沼米のブランド力を高め、生産数量目標の確実な達成によりまして、実作付面積の拡大を図りながら、地域経済の活性化に寄与することを期待しているところであります。

また、平成23年度豪雪とその後の低温により、消雪の遅れが懸念されたことから、水稻の育苗施設あるいはスイカ定植畑の確保を図るため、新潟県及び両JAと連携し、緊急消雪促進対策事業を実施するとともに、豪雪及び4月の暴風により被害を受けた農家に対し、南魚沼市農林水産業振興資金を設定し、融資と利子補給の募集を開始いたしました。

昨年の豪雨で被災いたしました農林災害復旧事業につきましては、地元集落の皆様と協議を進めながら、補助対象箇所や工事費40万円未満の小規模災害箇所の復旧工事を順次発注をいたしました。多くの工事が繰越となりまして、雪消え後、工事着手をしたところであります。

農地・農業用施設の復旧状況につきましては、一部の被害甚大な地域では復旧が遅れているところもありますが、豪雪による雪消えの遅れの影響があった割には、平場を中心におおむね順調に復旧がなされているものと思っております。特に農地につきましては、より多くの水稻作付ができるよう早期復旧に努めてまいりました。

また、本年度の工事につきましても順次発注し、早期復旧に努めてまいる所存であります。

次に商工業関係であります。雇用・景気対策関係につきましては、中小企業に対する資金繰り対策として実施しておりますセーフティネット緊急保証の認定件数が、本年1月から4月末までで33件となります。昨年同期の93件に比べ60件ほど減少しております。

雇用状況につきましては、新潟県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業として8,503万2,

000円の内示を受けまして、10事業で新規・継続合わせて28名の雇用を順次開始をしております。

日本電産株式会社から日本電産コパル精密部品株式会社六日町工場の増設計画が明らかにされました。生産額を50億円から100億円に倍増させ、従業員も150人から300人に倍増させる計画となっておりますので、市としてもできる限りの支援をしていく所存であります。

観光振興についてであります。今シーズンのスキー関係は、浦佐スキー場が営業を止めたことが、12月中旬から十分な降雪があり、昨シーズンより長く営業できたことにより入込客数は昨年同期を上回りましたが、依然として厳しい状況であります。昨年度の市内全体の観光客入込数は、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により放射線物質の拡散などによる旅行の自粛あるいは新潟・福島豪雨の影響で25万7,000人が減少をいたしました。全体では300万1,480人の観光客の入込があったところであります。これは前年比で92パーセント、今申し上げましたように25万7,000人が減少したということであり、地域経済に与える損害は非常に大きなものがあったと思っております。

10月6日、7日両日に行われます「国際ご当地グルメグランプリ in 南魚沼牧之通り」につきましても、業務受託事業者が株式会社ジェイアール東日本企画に決定をいたしました。この恵まれた機会を有効に活用して、南魚沼市を県内外にアピールしてまいりたいと思っております。

また、「道の駅南魚沼」は、7月1日にオープンし、7月8日にオープンセレモニーを行うこととしております。皆様からのご愛顧もよろしくお願い申し上げたいと思っております。

全国的に自粛ムードが蔓延しておりますけれども、このムードを払拭し、より多くの観光誘客を図るとともに地域経済の振興に努めてまいりたいと思っております。

次に、行財政改革・市民参画についてであります。

オーストリア共和国セルデン町との姉妹都市締結30周年記念事業として、4月10日から19日まで、水道事業管理者を団長として、市民参加者を含む総員19名がセルデン町を訪問し、交流を深めてまいりました。また、5月13日からは、シェップフ・セルデン町長以下4名の皆様が当市にお迎えし、新潟県日嶽協会設立30周年及び南魚沼市・セルデン町姉妹都市締結30周年記念として、5月15日に、記念式典と「日本山岳リゾート活性化国際フォーラム」を開催いたしました。380名という大勢の皆様から参加をいただいた国際フォーラムでは、シェップフ・セルデン町長の基調講演のほか、泉田新潟県知事をはじめとする10人のパネリストにより、「チロル観光法・組織改革の研究と日本山岳リゾートの活性化に向けて」と題しまして、パネルディスカッションが行われ、大盛況のうちに幕を閉じたところであります。

5月17日から2日間の日程で、毎年、春と秋に開催されております北信越市長会総会を当市で開催いたしました。北信越5県69市の市長をお迎えし、国への要望事項等を審議するとともに、市内視察等を実施しいたしまして、当市の魅力を十分にアピールする機会とす

ることができました。

株式会社プリンスホテルは、4月6日から六日町八海山スキー場で採取した水を「南魚沼の美味しい湧き水」として販売を開始いたしました。ご承知のようにこの水は硬度7という超軟水でありまして、調理あるいは調乳に適しております。この販売をきっかけとして、5月24日に、株式会社プリンスホテルと「官民連携の取組に関する協定」を締結いたしました。今後は、観光交流人口の拡大、市産品の販路拡大、防災対応、環境貢献の4項目を柱といたしまして、地域の発展に向けた連携をさらに強化することによりまして、相互の知識や経験を活用した取組を積極的に展開してまいりたいと思っております。

平成19年度に作成をいたしました南魚沼市財政計画につきましては、平成21年度に変更いたしました。昨年の東日本大震災や新潟・福島豪雨といった大災害の影響によりまして経済状況が激変したことや、総合計画の実施計画に掲載された大規模事業の概算事業費が具体的になったこと、そして、急浮上いたしました総合支援学校建設事業の実施等から、再度、見直しを行いました。

合併特例債の事業対象期間におきましては、期間延長がまだ未確定でありますので、今までどおり10年間として試算をしております。平成33年度の財政調整基金の残高は5億200万円となっております。これに合併振興基金12億円強を加えます。そういうことで財政的にも問題がないというふうに認識をしております。詳細につきましては、財政計画をご覧いただくようお願い申し上げますし、今議会最終日にこの財政計画を議会の皆様方にご説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

企業会計につきましては、3月31日をもって決算となりましたので、平成23事業年度会計の決算概要をご報告申し上げます。

水道事業会計につきましては、収益的収支では総収益23億1,451万円、総費用25億7,132万円で、差引き2億5,681万円の純損失が発生する見込みであります。これは資産減耗の関係であります。資本的収支では14億2,140万円の不足額が生じましたが、過年度損益勘定留保資金等で補てんをいたしました。また、配水量は837万2,100立方メートル、有収水量658万900立方メートルでありました。

病院事業会計につきましては、決算見込みに基づき資金不足が生ずる見込みとなりましたので、急きょ一般会計から3,500万円の追加補助を受けることとし、平成23年度補正予算第4号を専決処分いたしました。この結果、収益的収支では、総収益は39億9,261万円となります。これに対し総費用は37億1,899万円で、差引き2億7,362万円の純利益が生じる見込みであります。また、資本的収支では、7,011万円の不足が生じましたが、当年度分損益勘定留保資金等で補てんをいたしました。

一般会計につきましては、本年3月29日付で平成23年度補正予算第8号を専決処分いたしました。補正内容につきましては病院事業会計補正予算とともに本定例会においてご報告を申し上げます。

一般会計、特別会計につきましては、5月31日をもって会計閉鎖となりましたので、現

在、決算整理作業を行っているところであります。繰越金の発生が見込まれますけれども、今回の補正予算では必要となる額のみを計上し、残額につきましては、額の確定を待つて9月議会の補正予算で対応したいと思っております。

昨年の豪雨災害によります農地復旧は、豪雪により作付けに間に合うか大変心配されましたけれども、一部甚大な被害地域を除き、工事も何とか順調に進んでまいりました。まだ工事が完了せず、本格的な復旧を必要とする箇所につきましては、一日も早い完全復旧を目指して今後も鋭意進めてまいりたいと思っております。

東日本大震災の影響は、全ての原子力発電所の停止という事態にまで至りました。今夏もまた電力不足が大きく危惧をされておるところであります。このことは、日本の産業界、経済にとって大きな不安材料であり、産業の空洞化、国際競争力の低下など一層進むのではないかと心配をする向きもございます。ヨーロッパの信用不安がまた再燃をし、円高が進む気配の中で、なかなか日本経済には明るさが見えてきておりませんが、地域経済を活性化させるべく、本年度予定されております施策を一步一步着実に進めてまいります。そういう所存でありますので、引き続き議員各位のご支援ご指導をお願い申し上げまして、所信表明とさせていただきます。

むすびといたしまして、今議会の提出案件26件、内訳は条例3件、予算2件、その他21件であります。

よろしくご審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます所信表明を終わらせていただきます。

○議 長 以上で市長所信表明及び行政報告を終わります。

○議 長 日程第5、報告第2号 所掌(所管)事務に関する調査の報告について(継続調査)を行います。議会運営委員長・井上智明君の報告を求めます。

○井上議会運営委員長 それでは議会運営委員会に付託された事件についてご報告いたします。調査事項であります。平成24年6月南魚沼市議会定例会の運営についてであります。内容については(1)から(6)までありますが、記載されたとおりということになります。2番目としては議員派遣について、3番目で閉会中の議会運営委員会の開催、その他ということになっております。

その他では4件ほどありまして、一般質問時間の取扱い、委員長報告のあり方、それから7月に予定されております市防災訓練について、それから一般質問の通告様式配布、通告時間の厳守というようなことありました。

調査の状況であります。期日につきましては平成24年6月4日であります。委員の出席状況は7名出席であります。1名は欠席でありました。そのほかに正副議長から出席をいただいております。

調査の内容ですが、執行部、総務部長、企画政策課長、総務課長、財政課長の出席を求めまして、6月定例会の会期及び議事日程等の議会運営に関する事務調査、議員派遣の検討などを行いました。

なお、全国市議会議長会から永年勤続議員への表彰について、本議会において表彰者伝達式を南魚沼市議会運用内規により行うことを決定しまして、先ほど伝達が行われたところであります。

また、一般質問時間等の取扱いについて及び委員長報告のあり方などについては、検討を行った結果、特別結論というものに至っていませんので、継続で検討していこうということになっております。以上であります。

○議長 長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

意義なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。

○議長 長 総務文教委員長・関 昭夫君の報告を求めます。

○関総務文教委員長 総務文教委員会の閉会中の所管事務調査についてご報告を申し上げます。調査期日につきましては、平成24年4月25日でございます。調査事項は皆さんのお手元にありますように、学区再編について、大原運動公園整備について、図書館建設について、その他ということでございます。委員全員出席の下、執行部から教育長、教育部長、学校教育課長、社会教育課長等の出席を求め、現地調査、事務調査を行ったところでございます。

まず、学区再編についてであります。現地調査といたしまして五十沢小中学校それから城内中学校、大巻中学校等で校長先生等のお話を伺い、その後帰って事務調査を行ったところであります。まず、3中学の統合についてであります。意見集約の結果は皆さんの資料にもありますが、統合はやむを得ないという集約となりました。また、第一上田、第二上田小学校については、しばらくは2校が連携して調整するというようなことの集約となっております。

これらのことについて質疑がありまして、質疑につきましても皆さんのお手元にありますが、学区再編について教育委員会がきちんと計画を立てて、ものごとを進めていけばよかったのではないかというようなこと。それからいつ頃この意見集約を基にして方針が決まるのかというようなことのやり取りをさせていただきました。基本的にその進め方、ちょっと遠回りであったのではないかという指摘を聞いているようですが、教育委員会としてはきちんとした方針をしっかりと固めて、また相談をして進めていきたいというような答弁になっております。

次に大原運動公園整備についてであります。1月30日の全員協議会、その後の3月議会等で説明がありましたが、それ以降の分について社会教育課長から資料に基づいて説明がありました。大原運動公園整備の1期工事のスケジュール並びに工事発注区分等について、それから市長の市政懇談会で配布する資料等の説明をいただきました。

質疑といたしましては、災害復旧工事との関連とそれから全員協議会等で提案のありまし

た県産材の利用などについてやり取りがありましたし、災害復旧については最優先で進めていくということで、それらを加味した中で現場の進捗を図っていくというような答弁がございました。

次に図書館建設についてであります。これも同じく3月議会以降について社会教育課長から説明をいただきました。まだ実施設計について今後も多少の変更があり得るかもしれないというような説明がありましたし、今後のスケジュールについて、それから市政懇談会での配布資料について説明をいただきました。質疑といたしましては、ナグモデザイン事務所のデザインを基にしているわけですので、市道等の緑地にする計画についてどうなっているかとか、外観をどうするか、あるいは3月議会で問題になりましたこれ以上の出費が起きないことを前提とした着工というような部分のやり取りがございました。今のところ3月議会以降大きな進展がないということで、今現在は詳細な詰めを行って市長が判断できる準備を進めているというような答弁でございました。

あとその他につきましては、税制改正に当たっての説明、それからスポーツ振興計画についての説明、それから総合支援学校についてはプロジェクターを使いまして、保護者等についての説明用の資料に基づいて改めて説明をいただきました。以上で報告とさせていただきます。

○議 長 総務文教委員長の報告に対する質疑を行います。

○佐藤 剛君 1点だけちょっと確認をしたいと思うのですが、4ページですが、大原運動公園整備のところの出だしのところで1月30日の全員協議会で説明した内容との比較というふうにあるのですが、委員会の中で示された説明、その次に書いてある詳細な部分が説明できる箇所は説明したというのはそこはわかるのですが、前段の全員協議会との内容との比較という表現になっていますが、全員協議会のときと内容が、多少細かくなったのは別にして大きく変わったところがあったのかどうか。その辺をちょっとお聞きしたい。

○関総務文教委員長 ちょっとお待ちください。この部分につきましては駐車場の関係が少し変わったことと、それから調整地の改修で能力を増やすというような点が変更になっているというような説明だったというふうに思っております。

○寺口友彦君 総務文教委員長にお伺いいたします。2点ほどございますが、いただいた資料の7ページ、8ページの災害復旧優先という部分であります。今後は請け負った元請け会社から十分な打ち合わせをした上で現場の進捗を図っていくということでありますけれども、契約自体が3年間といいますか長期にわたる契約でありましたよね。そうすると災害復旧が3年間といったら、今年度、来年度で終わるという部分あるので、そういう部分を含めて災害復旧優先でやるということは工事着工が遅れる可能性もあるという、そういう含みだったのかという部分をお聞きしたい。

もう1点は11ページの図書館についての医院の移転についてありますけれども、2つの医院の移転については責任を持って説得したいという申出があったという部分でありますけ

れども、医院側の見解といたしますか、そういうふうな話についての調査はあったかどうか、この2点をお伺いします。

○**関総務文教委員長** 1点目ではありますが、まず災害復旧最優先ということですのでけれども、まだ実際に調査時点では業者が決まっているわけではありませんし、業者との調整がなされているわけではありませんので、そこまでの言及はありませんでした。

それから2点目の医院の関係ですが、そこもこれ以上の話はありませんでした。

○**岩野 松君** 1点だけお聞きしたいのですけれども、学区再編についてのことで、六日町管内の3中学校をまず統合すると。その後六中も含めてというようなことが議論の中で出ているのですけれども、そういう理解は委員会としてはどのようにされたのかお聞かせください。

○**関総務文教委員長** 委員会としては、その部分についてどう理解をされたかと言われましても意見集約をしたわけではありません。説明というか考える会の中でそういう話があったということで、そこをどういうふうに教育委員会として考えているというような質疑のやり取りであったわけですので、委員会全体でこの部分を意見の取りまとめをしたということではありません。

○**議 長** 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、総務文教委員長に対する質疑を終わります。

○**議 長** 産業建設委員長・山田 勝君の報告を求めます。

○**山田産業建設委員長** それでは閉会中の産業建設委員会の調査の内容について報告いたします。調査事項はお手元に配付のように1つ目、畔地浄水場について、2つ目、六日町街づくり株式会社について、3つ目、スキー場及び旅館の入り込み状況について、4番目、作付けの状況についてであります。

期日は平成24年4月24日、委員の出席は8名全員であります。議長についても出席いただきました。調査の内容は、関係執行部の出席を求めて、現地調査及び事務調査を行いました。

まず1番目の畔地浄水場についてであります。調査の目的は、過大な施設といわれる、高料金といわれるその施設の現地を、私も含めてまだ見たことないということで現地調査に赴きました。現地調査の後、畔地浄水場において事務調査を行いました。そういった資料によりまして、経年、年数が経ったことによる、それから設備の増強により過大といわれるような施設になったと、そういった経過を説明いただきました。

続きまして質疑に入りまして、お手元のようになっております。特に今後の経営のあり方、水道ビジョンの件、それから脱水汚泥の保管状況、そういったものについて質疑がありました。

2番目、六日町街づくり株式会社についてであります。調査の目的は街づくり株式会社の今後、市の関わりと併せまして市街地の活性化ということのポイントに調査を行いました。

産業振興部長から資料に基づき説明をいただきまして質疑に入りました。

質疑につきましては、委員長の気持ちとしましては、この内容を議員全員でできるだけ情報を共有したいという思いで、細かく掲載したつもりであります。ですので、これ以外な特別な要点という質疑はないと思ってもらって結構だと思います。そういったことで市の関わり方、それから今後のまちづくりの方針、そういったことがこの質疑の中に表れていると思っていただいてもいいと思います。読んでいただきましてなるべく情報を共有いただければと思います。

なお、調査の4項目のうちでポイントにつきましては、私、委員長としまして非常に大切だと思いましたので、休憩をとりまして議員間で考え方の意見表明をさせていただきました。議員間の討論という形で時間を持ちまして、その後続きまして質疑を継続しました。そういったことで質疑を読んでいただければと思います。

3番目、スキー場及び旅館の入り込み状況についてであります。調査の目的は、やはり地域として大切なスキー産業の実態についてどうしても把握をしないといけない、そういったことで調査に当たりました。昨年比で112パーセントとなりましたが、前々年比で比べると94パーセントということで、やはり落ち込んでいるという状況の実態が見えました。そのほかにつきましては質疑をお読みいただければと思います。

最後に4点目ですが、作付けの状況であります。調査の目的は、災害からの復旧状況の確認、地域間調整の状況、生産調整のあり方といったことを調査しようということで案件としてあげました。合計で65.8ヘクタールが作付けできないであろうという、その後平成24年度の実績について説明をいただきまして質疑に入りました。その中で読んでいただければと思いますが、生産調整に対する考え方、最終的に今後どうするのだといった質疑がありました。戸別所得補償それから全部作付けと、そういった比較についての答弁がありました。詳しく内容については読んでいただければと思いますが、以上をもちまして産業建設委員会の閉会中の調査の報告としたいと思います。

○議長 産業建設委員長の報告に対する質疑を行います。

○岡村雅夫君 まず2ページの水道事業について、大胆な水道ビジョンの見直しが必要だというような質問であります。かなりこれは踏み込んだ意見だと私は思っているのです。委員長が最初に言われますように、過大なというような言い方であったわけですが、そういった部分で今後の施設関係に関する問題も出たのかなというふうに思いますがひとつお聞きします。

また、東電の関係のセシウム、脱水汚泥の関係ですが、市長はこの議場で多分集積しておくだけではなく、最終的には施設を作って格納しなければならないというような答弁もあったわけですが、そういった面での質疑があったのかひとつお聞きしておきます。以上です。

○山田産業建設委員長 1点目、水道ビジョンの見直しという点であります。答弁にありますよう2系統を維持すべきか、最小限どうやってやっていくか、そういったことの見直

しを行いつつ、仮に1系統うんぬんということができたら、空き施設の有効利用、その次の目的外使用というのは地下で冷温保存するとかそういったことで何とか収益がでないかといったような感じの答弁がありました。水道ビジョンそのものの具体的にいつにどうするということはございませんでした。

2つ目、脱水汚泥につきましては、現在野積みの保管状態ですが、その袋詰め等の費用は、請求はしているが市が立て替えて出していると、そういったところで答弁は終わりです。それ以上のものはございません。

○岡村雅夫君 後段の方は今後の問題かなというふうに思います。前段についてもこれはかなり踏み込んだ形であります。私もずっと2系列目は要らないというような話をしてきたのですが、委員会でそういった議論があったということ、あるいは答弁があったということは大きな問題でありますので、今後の委員会としてはさらに執行部の姿勢を、あるいはどう考えておるかというビジョンですね、これをきちんと精査をし調査をしていただきたいというふうに考えますが、ひとつ要望にかえておきます。（「了解しました」の声あり）

○岩野 松君 やはり水道事業のことですが、その前の段階の事業費も2倍、3倍と膨らんでしまったことが大きな原因。その原因に8年も事業年度が伸びたということで、それがやはり今の水道料の高い原因の設定になっているというふうなあれがありますけれども、8年も伸びた原因についての何か話合いがあったかどうか。当時はほかのところでも国の事業の中で、とにかく事業さえ通せばあとはそれによって膨らむことが可能な風潮が非常に強かったように私は思っていました。ほかの事例の中ではそういうのもありましたけれども、それについての何か質疑なり詳しい説明があったかどうかお聞かせください。

○山田産業建設委員長 ページ9の資料に基づき経過説明をいただきました。そして、水道事業管理者の方からはやはり資料に基づき経過説明をいただいたことで、当初の事業であればもう少し低く抑えられたであろうと考える、という説明がありましたがそれ以上はございません。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、産業建設委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 暫時休憩といたします。休憩後の再開は11時15分とします。

（午前10時53分）

○議 長 休憩前に続き会議を開きます。

（午前11時12分）

○議 長 社会厚生委員長・中沢一博君の報告を求めます。

○中沢社会厚生委員長 社会厚生委員会の調査事項につきまして報告させていただきます。期日は平成24年4月23日であります。委員の出席は8名全員であります。調査事項は記載のとおり3件について調査いたしました。また、その他1件につきまして執行部より説明がありました。調査の内容については、執行部から主管の部長、課長、説明員より出席をい

ただき、今回はごみ減量化のディスポーザーの関連で、下水道の立場の担当の水道事業管理者、下水道課長より出席を求め調査を行いました。

最初に障がい者計画及び障がい福祉計画についてであります。午前中の現地調査を兼ねて行わせていただきました。障がい者計画は平成24年から29年までの6年間で第2期として計画したものであります。障がい福祉計画は6年間で前期と後期に分けて、前期の3年間で3期と計画して福祉のサービス、相談支援、地域生活支援事業の具体的な数値目標を定めたものであります。

詳細につきましては、議員全員に配付済みでありますので、目を通して確認済みかと思えます。ただ、入所者の重症化という部分に関しまして、また、入所者が高齢者になってきているという、そういう部分で施設でのサービスの限界が生じてきている。介護保険施設への移行をするに対しても、いったん施設を出ないと介護の認定を受けられないという、現在の法整備の矛盾を感じるわけでありまして、改善が至急求められるわけであります。今回の北信越市長会でもこのことに関しましては、国への要望書の中にも入れていただいたというふうに聞いております。

次にごみ減量化についてであります。現地調査を含め調査いたしました。可燃物の搬入量は事前調査の資料にもあるとおり、平成18年と比べて23年度では約2割が削減されております。今後の減量化計画につきまして、51.7パーセントを占める紙類とまた15.6パーセントの生ごみ類等を、これをこの2種類を特に重点的対策を講じて進めていこうということでございます。

その中でさらに減量化できないか、また、今、高齢者世帯が増加している中でディスポーザーの導入について、高齢者の方の負担が大きいわけでございますけれども、ごみの出しの作業の軽減を図れないかということで、ディスポーザーの導入について調査をした次第であります。これにつきましては、城内地区で実証実験を行っている現地に行きまして、区長さんを始め内容を聞かせていただきました。集落での声では総じては全く別に問題がなく使い勝手がよいというのが大体の現地の評価でございました。

しかし今、県から、実際ディスポーザーというものは、県として今認可をしていないわけでございますけれども、今後さらにこれを調査した中でどのようにしたらいいかということで、また私ども委員会としましても7月に行われている管外視察でも、実際に導入をしている自治体の調査もしようという項目が挙がっているところでございます。

次に最後でございますけれども、リサイクルセンター魚野の復旧状況と今後の対策についてでございます。現地に行きまして調査をいたしました。ご承知のとおり昨年の豪雨災害で不燃ごみ処理施設が1.5メートル水没したわけでありまして、電気施設が使用不能になったわけでありまして。その中でもう全体的にかさ上げをした工事の着工状況を確認した次第であります。詳細につきましては配付のとおりでございます。以上で調査報告を終わらせていただきます。

○議 長 社会厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

○寺口友彦君 1点お伺いたします。リサイクルセンターの復旧状況の説明の中で7ページ、8ページでありますけれども、夜中の1時ごろまで待機をしていたが、いったん雨が上がり水位が非常に下がったということで解散をしてしまった。その2時間後に再度集中豪雨が来て水没し、行ったときには間に合わなかったという部分があります。この部分について担当課と地元とでいろいろな話合いが行われたようでありまして、第3者委員会ということを設置して、公平な評価をしていただくという部分がありましたが、その辺の経過についての説明がありましたか。

○中沢社会厚生委員長 細かい件に関しては現地でさせていただきましたので、そういう部分に関しては特になかったかと思っております。ただ、対策という部分で、今後このような形で事前に通報がくるようにするとか、そういうことについてはありましたけれども、個々の細かい部分まではありませんでした、と私は記憶しております。

○岡村雅夫君 ディスポーザーについて詳しく、上出浦がどういう施設かはちょっとわからないで話をして申し訳ないのですが、合併処理槽なのかそこら辺でちょっと見解が分かれるのですけれども、合併処理の場合であると、それがすぐそこで汲み取られるというものなので、それは汲み取り費の問題ですよね。下水道に投入するという事は、そういった設計がされていないものを、違う合併処理槽で研究したものを、一般的に下水道と同等に調査結果を当てはめるということ自体が私はおかしいと思っているのです。県の見解はまさにそのとおりというふうに私は思っているのです。

この下水道が始まる時には、やはりここへ当時下水道課長の建設部長いますけれども、そういうものではないということをもう明確に我々が指導を受けた経過がございます。当時やはりディスポーザーというのは西ドイツ製というのが、クリナップ——メーカー名を言って申し訳ありませんが——で装備した経過がございますけれども、これやはり下水道の許可が必要だということが明記されて当時いたわけでありまして、これについて調査して、委員会の状況として良とするような方向付けになりつつあるのかどうか、その辺をひとつ委員長の見解をお聞きしておきたいと思っております。

○中沢社会厚生委員長 まず、上出浦のディスポーザーの件でございますけれども、これは合併浄化槽でしております。そういう部分で今、議員から言われた部分に関しましては、今後、はっきりした地域はまだ私どもに報告いただいておりますけれども、今年度、地域を指定して、大和地域という——これははっきりしているのかわかりません——部分で大体1年間を目処に影響判断というものはどうあるかということで、5ページに書いてもあるように配管、この管の部分であるとか、処理場の負担の部分であるとか、実際ごみの量がどのくらい減るのかという部分ですね。これを今後調査、実証実験をしていきたいということでございます。

私どもに関しまして、今、現地の——私委員長の見解でということですが、全く私個人の部分でございますから、委員会という形ではございませんけれども——今現在で聞いている部分に関しましては、だいぶ現地の合併浄化槽に関しては全然問題ないのではないかと

ふうに考えております。

そして、これからの部分に関しましては、私も正直のところまだ調査はわかりません。それで今回あえて7月に黒部市の方に行ってきて、実際やっているところはどのような状況であるかということ。まだ私自身で判断を下せる状態ではない。きちんとみんなして調査をした中で、やはり提言等をしていくべきではないかというふうに考えている次第であります。

○岡村雅夫君 調査するということですし、特にまた大和でということが聞こえたので話しますが、多分今度は農村集落排水事業のところではやるのではないかなというふうに私は思います。それは、そこでもしするとするならば、要するに定住人口で、そこに住んでいる人口で容量を決めております。ですから、例えば三用の問題でいきますと、あそこに住宅団地ができました。そしてお盆の帰省客、あるいはいろいろな流入人口によって満杯の状態であります。そうした中でさらにそういった汚泥が増えるような方法を取り入れるということは、要するに公共下水道に早くつながなければならない状態ぐらいなところですが、そういう中でそういった事業化を、あるいは実証実験をしようということは、かなり無理があるなというふうに私は思います。そういう点で、またうまく今後の調査でひとつやっていただきたい。要望で終わっておきます。

○中沢社会厚生委員長 まさにディスポージャーというのは、4番のところには議員も調査されて見えておられると思いますけれども、選択肢の一つであります。そういう部分で今後、全ての部分を調査しながら、これは大事なことでありますから、やっていかなければいけないというふうに考えております。以上でございます。

○笠原喜一郎君 1点お聞きをいたします。6ページの溶融炉のことでお聞きをいたします。延命化をしていくということ、それから次の新しい炉をつくることについてはできるだけ早めに検討していくというようなことであります。その中で今年度中に方向を出したいというふうにあります。そしてまた答弁書の中には、市長は議会の中では中魚沼も含めてというような答弁をされているというようなことが書いてありますけれども、なかなか施設を1か所に作るということは、一方では効率がいい。しかし、運搬をするということになれば、今度は遠くの業者の出費も増えるというふうに素人ながらに考えるわけです。そういうことも含めて非常に重要な問題ですけれども、今年度中に方向を出したいというふうに書いてあるわけですが、本当に今年度中に出来るかという答弁であったのですか、もう1回そこをお聞きをいたします。

○中沢社会厚生委員長 ご承知のとおりごみの部分に関しましては、大変いろいろな問題があるわけございまして、私の方では、なかなか今年度中というのは難しいというふうに、個人的には報告の中では聞いておりました。まずは魚沼市との部分、そして中魚沼というのは、今おっしゃったとおりに距離的な部分がかかなりあります。今、それでいいのかどうかということを総合的に比較したときに、果たして今年度中にできるかどうかというのは、現実にはどんなものかということは私自身ではまだわからない。それよりも逆に大事な部門でありますから先送りするのではなくて、必死な思いでとにかく早くそういう部分は決めていかな

ければいけないという、そういう段階ではないかというふうに思っておる次第であります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、社会厚生委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 以上で所掌事務に関する調査の報告を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本会期中の請願及び陳情を除く付議事件は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略し、また、議案等に対する市長の提案理由説明は予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由を省略し、担当部長等による説明としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本会期中の請願及び陳情を除く付議事件は委員会付託を省略し、議案等に対する市長の提案理由説明は予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明といたします。

○議 長 日程第6、平成24年請願第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願を議題といたします。

請願第2号を総務文教委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 日程第7、平成24年陳情第1号 水俣病特別措置法の申請期限延長等を求める陳情を議題といたします。

陳情第1号を社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 日程第8、第3号報告 専決処分した事件の報告について(債権放棄について)を議題といたします。説明を求めます。

○総務部長 第3号報告 専決処分した事件の報告についてご説明を申し上げます。

本件は、市長の専決事項の指定第5項に基づきます1件50万円未満の権利放棄に係るものでございまして、24年3月30日専決処分をさせていただきましたので、ご報告を申し上げます。3ページ、専決処分書をお開きいただきたいと思います。

記以下に記載がありますが、債権放棄させていただいたものは、給食費で3件、計11万6,317円、水道使用料で112件、計388万3,228円、病院の料金で2件で計45万3,494円、記載はされておりませんが合計で117件、445万3,039円でございます。

なお、5ページに債務不履行の不能別理由の債権放棄の状況が、記載されておりますので併せてご覧をいただきたいと思います。また、債権別、債務者別、年度別債権放棄の状況の一覧表は、企画政策課において保管し、閲覧ができますので必要に応じご覧をいただきたいと思います。

給食費につきましては、平成19年、20年、21年度の債権で、生活困窮の理由で債権回収をすることができなかったものでございます。2年の債権消滅時効期間を経過しております。状況が改善し債務履行が見込めませんので、処分をさせていただいたものでござい

す。

水道料につきましては、件数は年度別の件数で、実人員は61人でございます。平成12年度から21年度までの債権で、死亡、所在不明、無財産などの理由により、債権回収ができなかったものでございます。2年の債権消滅時効期間が経過しております。債権の納付が見込めませんので、処分をさせていただいております。

次に病院料金でございますが、実員が2名でございます。平成18年度の債権で債務者死亡により回収ができ得なかったものでございます。3年の債権消滅時効が経過をしております。そういうことで処分をさせていただいたものでございます。

以上3つの事案は、いずれも徴収活動をしてきたところではありますが、今後、債務者が時効の援用を行わず債務を納付することは見込めませんので、債権放棄とさせていただいたものでございます。以上で、説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

○牧野 晶君 まず給食費についてちょっと聞きたいのですが、19、20、21と言ったと思うのですが、それこそ今多分サインしてもらって差引きでしたか、それをやっていると思うのですが、その状況でも滞納があるのかどうかについて。要は誓約書を書いてくれない方がいるのかどうか。次のときは、誓約書を出してもらう制度が始まってからの順番が回ってくる可能性あるわけですね。来年、多分あれが始まったのが22年度ぐらいだと思うので。そのところで例えば要は、就学援助費をもらいつつも給食費が出せないというのは、今度は制度上の問題とかまた出てくると思うので、そういうところの対応をどういうふうに考えていくのか。

あとそれと水道使用料79件、所在不明でということですがけれども、これも一人頭大体3万7,000円とか8,000円ぐらいになると思うのですが、3万7,000円や8,000円だと一人暮らしだと1年分近くぐらいになるのかな、どうなのだろう。そういうふうな思いがあるのですけれども、1年間どういうふうな対応を、ならずと3万8,000円なので、そういう点で所在不明——要はどのくらいでみんな逃げ出して所在不明になっていくのか。滞納したら考えようによっては3万7,000円というのは月々2,400円ぐらいなのが1年ぐらいなわけでしょう。その中で営業というか徴収に行って誓約書を書いてもらったりとか、行方を追っかける段取りをしていけば、もうちょっと減るのかなという思いがあるのですが、どういうふうに対応しているのかについてお願いします。

あとそれと病院料金、保証人をとっていたと思うのですが、これは保証人をとる前のやつですね。今はどうなるのかなという点もちょっと聞いてみたいなど、お願いします。

○学校教育課長 まず、滞納されている方の分割の承認書でございますが、これにつきましては時効になる前に承認をいただいております。ただ、実際に承認の判子をいただくのでございますけれども、なかなかそのとおりに納めていただけないということが多いというのが現状でございます。

それから、就学援助をいただいている方についても、給食費については当然支給をされて

いるわけですからその中からいただくということは可能ですけれども、学校口座に振り込むという手続をしてくれないという方もまたおられる。要はその承認がないと、給食費分を学校口座に入れて給食費に充当するということができないということでございます。

それからこの案件につきましては、親御さんが病気になられて仕事ができないというような状況で、最終的に今年の11月に生活保護の対象になったというようなことでございますので、これについては債権放棄をさせていただいたということでございます。

○水道事業管理者 水道使用料の所在不明の内容ということでございますが、79件でありまして、人数的には45人になっています。古い債権は本当に平成11年頃からの債権もでございます。内容としましては、45人の全てに対して執行停止処分をもう既にしてありまして、執行停止処分から3年を過ぎているものということで債権放棄をしているわけです。実際には水道料を払っていた時期もあったということですが、その後、転居あるいは転出をして行方知れずというような格好になっております。

それで、我々の方は住基を利用して一応行き先といいますか、それを調べて郵便で送ることですけれども、ほとんど9割以上が郵便が未着というような格好になっておりまして、その後の足取りといいますか連絡先が全くつかめないというようなことで、全く水道料金が入らなくなってから2年以上過ぎているということで、今回債権放棄というような格好になっております。以上です。

○大和病院事務部長 今のご質問ですが、病院の方で保証人を取り始めたのは平成20年の4月からです。今回の関係が18年度ですので、保証人をしていただく前の案件ということでご了解いただきたいと思います。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で専決処分した事件の報告について(債権放棄について)の報告を終わります。

○議 長 日程第9、第4号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市税条例の一部改正について)を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

○市民生活部長 それでは第4号報告 専決処分した南魚沼市税条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、平成24年3月30日に地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が4月1日に施行されました。

改正された地方税法等に基づきまして南魚沼市税条例の一部を改正する条例を3月30日付で専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めるものでございます。

お手元に、改正条例の他に、資料として新旧対照表及び改正理由を添付いたしております。21ページをご覧いただきたいと思います。こちらに南魚沼市税条例の一部を改正する条例

の改正理由について（専決処分）を添付してあります。これをご覧いただき、これに基づいて説明したいと思います。

1 としまして第25条の2でございますが、寡婦控除を受ける場合は、住民税の申告が必要でございましたけれども、収入が公的年金だけの方については、年金の現況届で控除要件の確認ができるようになったということで、その申告を不要とするものでございます。

それから3番目でございますけれども、附則第9条の2これにつきましては平成24年度税制改正の中で、地方税の充実と住民自治の確立に向けた地方税制度改革が謳われたところでございます。

これに基づきまして、地方税の特例措置について従来国が一律に定めていた内容でございますが、地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるようにそういう仕組みとして「地域決定型地方税制特例措置」通称「わがまち条例」と言っているということですが、これが導入されたということでございます。

今回は、そこに第1項として公共下水道の利用者が設置する除害施設、それから第2項で特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設の2種類について固定資産税の軽減率を各自治体で条例で定めるというふうな内容になっております。現在、市内に下水道除害施設が2か所ありますが、今回は現行の軽減率を採用したというふうなことで、課税者に対しての変更はございません。それから第2項の雨水貯留浸透施設については、当市には該当施設がございません。

それから22ページをご覧いただきたいと思いますが、5番として附則第10条から9番の附則第12条につきましては、土地の固定資産税の負担調整措置に関する部分でございますが、原則として現行の軽減措置を3年間延長するというふうなことでございます。住宅用地の特例についてもこのまま継続するというふうな内容になっておりますが、不公平の部分の是正の観点から据置特例を見直すというふうなことでございまして、詳細につきましては、下の方に記載のとおりでございます。

23ページの方をご覧いただきたいと思いますが、10番の附則第14条でございます。

特別土地保有税につきまして、税制改正により、これは平成15年度から新たな課税はしないというふうな項目になっておりますけれども、今回、固定資産税の負担水準の改正に伴って改正するということですが、現在、当市はこれについての課税はございませんので、該当はないというふうな状況でございます。

それから11番の附則第19条の2でございますけれども、図書館等を設置する一般社団・財団法人これに係る固定資産税等の非課税措置を追加するというふうなことですが、これにつきましても当市は今のところ該当はございません。

12番の附則第20条の2、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長というふうなことで、通常災害の場合は3年でございますけれども、東日本大震災ではこれを7年に延長するというふうなものでございます。詳細については、そこに記載のとおりでございます。

13番の附則第21条でございますが、こちらも東日本大震災に係る住宅借入金等の特別税額控除の適用期限の特例に係る規定を整備するものでございます。

それから8ページの方に戻っていただきまして、附則の関係でございますけれども、第1条（施行期日）といたしまして、この条例につきましては、平成24年4月1日からの施行でございます。ただし、第25条の2第1項ただし書の市民税の申告に関する改正規定については、平成26年1月1日からの施行となります。

第2条につきましては、市民税に関する経過措置、第3条につきましては、固定資産税に関する経過措置が記載されております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

○寺口友彦君 いただいた資料の23ページでしょうか、農地特例の3年間延長という部分でありますけれども、現在、農地については少しずつ評価額を上げて固定資産税の賦課をされているわけですが、これを見ると負担水準90パーセント以上に引き上げた上で、平成25年度までは政府特例を残し、平成26年度には廃止するという部分でありますけれども、そうすると評価額を上げるという部分が25年度まで評価額を上げていくというふうに承知してよろしいわけですか。

○税務課長 今は農地、住宅用地の件ですね、負担水準が80、今現在80の負担水準は前年同期ということで、それを26年から1.05、5パーセントアップさせる。その経過措置として今年は負担水準90パーセントということになります。2か年据置きということになります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、本件の承認に反対者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に本件の承認に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第4号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市税条例の一部改正について）は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、第4号報告は提出のとおり承認することに決定いたしました。

○議 長 日程第10、第5号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市都市計画税条例の一部改正について）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○市民生活部長 第5号報告 専決処分した（南魚沼市都市計画税条例の一部改正）についてご説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、先ほど第4号報告で説明した経過によって改正されました地方税法等に基づき「南魚沼市都市計画税条例の一部を改正する条例」を3月30日付で専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めるものでございます。

お手元に、改正条例の他に、資料として新旧対照表及び改正理由を添付いたしました。その、改正理由に基づきましてご説明を申し上げます。

14ページをご覧になっていただきたいと思っております。そちらに南魚沼市都市計画税条例の一部を改正する条例の改正理由についてということで、1番として附則の第6項から第17項の改正というふうなことで、内容につきましては、先ほど報告第4号の南魚沼市税条例の一部改正についてで説明したとおり、土地の負担調整措置に関するものでございます。

原則として現行の軽減措置を3年延長としますが、住宅用地の特例についても現行のまま継続するために必要な期間延長、それから不公平是正の観点から据置特例を見直すというふうな内容でございます。

6ページに戻っていただきまして附則 第1項（施行期日）といたしまして、この条例は、平成24年4月1日からの施行でございます。

第2項から第4項につきましては、経過措置を記載しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。

第5号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市都市計画税条例の一部改正について）は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、第5号報告は提出のとおり承認することに決定しました。

○議 長 日程第11、第6号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○市民生活部長 第6号報告 専決処分した南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正についてご説明を申し上げます。こちら先ほど第4号報告で説明した経過によりまして改正されました地方税法等に基づきまして、南魚沼市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を3月30日付で専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会の承認を求めます。お手元に改正条例のほか資料として新旧対照表及び改正理由を添付いたしました。その改正理由、8ページをご覧くださいと思います。

1番として附則に第22項を加えるというものでございます。報告第4号 南魚沼市税条例の一部改正についてのところで説明したとおり、東日本大震災にかかる被災居住用財産の敷地にかかる譲渡期限の延長を行うものでございます。通常災害3年のところ、東日本大震災ということで7年に延長するという内容でございます。

5ページの方に戻っていただきまして附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日からの施行でございます。

以上で説明終わります。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。

第6号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について）は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、第6号報告は提出のとおり承認することに決定しました。

○議 長 日程第12、第7号報告 専決処分した事件の承認について（平成23年度南魚沼市一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○市 長 第7号報告についてご説明を申し上げます。歳入歳出ともに議決をいただ

いております予算額と最終執行確定額、あるいは予定額に差異が生じる見込みの項目について、平成23年度予算の最終補正として整理をさせていただきました。主な項目といたしまして、除雪費について、豪雪に加え3月に入っても降雪があり寒い日が続いたため融雪も遅れ、春先除雪等も例年以上に必要であったことから、大幅に予算不足となりましたので、除雪予算を追加することといたしました。

また、豪雨・豪雪災害に対しまして、国から幹線市町村道除雪事業補助金が交付されるとともに、特別交付税が増額決定となりましたので追加計上いたしました。結果といたしまして歳入総額が歳出総額を上回る見込みとなりましたので、合併振興基金に追加で1億5,000万円積み立てるとともに、財政調整基金の繰入れ予定額の内3億円を減額することといたしました。

以上によりまして、歳入歳出予算総額それぞれ1億557万3,000円を減額し、歳入歳出予算総額を372億9,829万5,000円といたしました。詳細につきましては総務部長より説明させていただきますので、よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長 それでは第7号報告についてご説明を申し上げます。第7号報告の3ページをお開きをお願いいたします。専決処分書のとおり、平成23年度一般会計補正予算の最終補正でありまして、それぞれ確定見込みに伴いまして、第1条で歳入歳出予算の補正、第2条で繰越明許費の補正、第3条で地方債の補正を3月29日専決処分させていただいたものでございます。

事項別明細書歳入の14ページ、15ページをお願いいたします。

第2款1項地方揮発油譲与税から第6款地方消費税交付金、次の16ページ、17ページですが第7款自動車取得税交付金は、それぞれ決算見込みによる補正でございます。

9款地方交付税でありますけれども、特別交付税が予算現額12億円に対しまして決定額が14億7,175万円ほどでありまして、説明欄のように2億7,175万1,000円の補正でございます。また、震災復興特別交付税といたしまして1,019万円ほどが皆増となっております。

第10款、11款、13款いずれも決算見込みによる増減であります。説明欄下から3欄目、子ども手当の関係では、国庫負担金の増により4,930万円ほどの計上でございます。18、19ページをお願いいたします。2項国庫補助金であります。説明欄上から2欄目、幹線市町村道除雪事業補助金として8,500万円の皆増でございます。その下の小学校費国庫補助金は、不採択による減額、災害復旧費国庫補助金の部分は、補助対象額減による減額でございます。

14款県支出金では、2欄目の災害障害見舞金県負担金として豪雪による事案の見舞金250万円の4分の3の受け入れでございます。2項県補助金、次の20、21ページの3項委託金は、それぞれ補助決定等の決算見込みによる補正計上でございます。

中ほど16款1項寄附金でございますが、一般寄附金で181万円、豪雪お見舞いなどとして、15件の方々から、指定寄附金2万円は図書館に、それぞれご厚志を頂戴したもので

ございます。

17款2項基金繰入金であります。財政調整基金の部分で歳入全体との関係で、繰入が不要となった部分3億円の減額でございます。

22、23ページをお願いいたします。ここも決算見込みによる増減でございます。

20款市債につきましては、所要の事業調整の中で、事業財源としてまちづくり建設事業債8,940万円の増額でございますし、2目、3目農林水産業債、土木債の部分は、国の補正による充当率の増高によるものでございます。自然災害防止事業債は、まちづくり建設事業債の方に項目変更でございますし、復旧事業債は、枠調整による増減でございます。以上が、歳入の部分であります。

24ページ、25ページ歳出に移ります。2款1項総務管理費では、説明欄の丸、車両管理一般経費、車両運行経費、庁舎管理費の増は、豪雪と燃料費高騰による不足額の補正でございます。

基金費は、それぞれ利子の収入の計上でありますし、企画一般経費は、合併振興基金の繰替運用解消積立でございます。その下の路線バス運行事業費減額の750万円ですが、事業者の努力によりまして補助が不要の部分の減額補正でございます。

3款1項社会福祉費は、それぞれ決算見込みによる計上でございます。

26、27をお願いいたします。丸の福祉施設管理運営費は、大和老人福祉センターの燃料費精算の部分でございます。2項児童福祉費は、財源更正のほか、子ども手当において受給児童・生徒の人数減による補正減が681万円ほどであります。3項の生活保護費も決算見込みで補正減でございます。

28、29ページをお願いします。ここでは4款衛生費、中ほど丸の病院事業対策費の補正であります。病院の収支見込みによりまして、資金不足が発生するということになりましたので、3,500万円の補助金の計上でございます。その下の丸は、基幹病院の関連でございますが、事業関連工事費では駐車場の造成工事による除排雪費用の増などからの部分でございますし、土地の購入は用地買収を断念した部分の減額補正であります。以下は、決算見込みによる補正でございます。

30、31ページでございます。5款労働費では、雇用創出事業費について一部予備費対応をしておいたものでございますが、補助金申請のため予算上に位置付けさせていただいたものでございます。

6の農業費は財源更正でございますし、7款商工費は八海山展望台トイレ浄化槽の撤去工事が、豪雨災害などの関係で実施見送りとしたものでその減額でございます。

8款2項土木費道路橋りょう費は機械除雪費で1億3,000万円の追加、消融雪事業費では1,485万円の減額計上でございます。

32、33ページをお願いいたします。3項河川費では、草刈委託料の減額が114万円ほど、10款2項小学校費、3項中学校費はそれぞれ決算見込みによる計上でございますし、5項の社会教育費は、指定寄附に係る財源更正でございます。

34、35ページをお願いいたします。6項保健体育費の丸の体育施設管理委託事業費225万円ほどは、ディスプレイ、大原、塩沢勤労者体育センター、B&Gなどの豪雪に係る除雪費、燃料費等の不足に係る計上でございます。7項特別支援学校費は、執行残650万円の減額で、11款災害復旧費は、それぞれ不用額の減額補正でございます。

14款予備費は、病院事業会計補助金及び収支調整で3,649万円余りを補正させていただいております。以上が歳出の主な部分でございます。

12ページに返っていただきまして、第2表で繰越明許費の補正でございますが、記載のように変更の補正をさせていただきました。

以上、雑ばくな説明で恐縮でございますが、第7号報告 専決第46号の内容説明に代えさせていただきます。以上でございます。

○議 長 昼食のため休憩といたします。休憩後の再開は1時15分とさせていただきます。

(午前12時04分)

○議 長 休憩前に続き会議を開きます。

(午後1時15分)

○議 長 質疑を行います。

○岡村雅夫君 3点伺います。19ページの国庫支出金の問題で大崎小学校体育施設整備事業交付金、これについて当初予算にということであったわけでありませけれども、市長が「私が切りました」ということでありました。そして、ここで減額ということですが、理由は若干市長から伺っているわけでありませけれども、これはこうして国の補助金が認められて、それを執行せんとするのが予算なわけでありませ。条件が市長はあったというような話でありませけれども、これが復活するというか来年度等にやれることであるかどうかを、ひとつお聞きしておきたいと思ひます。しばらく望めないのかどうかということでありませ。これは芝生の問題ですね、グラウンドの芝生化の問題でありませ。

それから25ページの1億5,000万円の合併振興基金積立金ということでここにあるんですが、積み上げようということでありませけれども、残高合計をお聞きしておきます。

それから35ページの教育費、特別支援学校の整備費で設計業務委託料が650万円減額になっているというような、3,650万円の当初予算が650万円減額というのはかなりの、繰越明許ならともかく、そうでないということになるとどういふ算定でこういう形になるのかなというその辺をひとつお聞きします。

○教育部長 それではページ19ページからご説明します。この国庫補助金の減額については、当初国庫対象になるということ——これはグラウンド整備です。芝生とちょっと違ひますので、グラウンド整備のものと分については国庫対象にしようと交渉したのです。あれが道路拡幅で一部もげるだけなので、対象にならないということ——一生懸命交渉したのですけれども、その芝生の下の部分についてはならなかつたということなんです。

芝生については別で、24年度スポーツ振興の助成金が該当になるということなのですが、

この補助金とは別だということをまず報告させていただきます。そして、芝生化できるかどうかについては、小学校19校ありますから、足並みを揃えられるかどうかについて今いろいろ調査しております。大崎の小学校みたいに地域が全て維持管理をするという学校が余りないので、その辺の足並みと今後の補助金が該当できるのかと今調査中ですので、その後検討していきたいなと思っております。

それと、次の特別支援学校の減額についてですが、これについては設計委託の入札で競い合った、当然競われたのですけれども、請け差が出たということで安く請けていただいたものに対する減額でございます。以上です。

○総務部長 合併振興基金の繰替え後の基金残高ですが、10億1,000万円ということで予定どおりということです。以上でございます。

○岡村雅夫君 19ページについては、私の認識違いの部分は申し訳ありませんでした。今ほど説明もありましたが、こういったモデル的な事業も継続してこのグラウンド整備という形で地域は認識しておりますので、ひとつぜひ検討をしていただきたいと思います。

次に振興基金はわかりましたが、入札の請け差ということで若干ひとつお聞きしたいんですけども、何らかの基準をもってこういった予算を組み、そして設計業者さんにいろいろ頑張ってもらっているわけでありますが、これほど違うものですかね。所見をちょっと伺っておきたいなと思えます。競争の原理が働いてこうだという程度に捉えているのか、その辺ひとつお聞きしておきます。傾向があるとするならば、まだまだ基準をどこでもってきたこの数字であったかという辺りがちょっと明確でないなというような気がしますが、その点をお聞きします。

○副市長 積算は積算基準があるわけでございますが、設計の方はどうしてもその辺の積算基準が国とかに合わせてしまうと、かなり高額になってしまうというようなことで、いろいろ私どもも内容的に精査をさせていただきました。設計についてはやはり熟知している、そういうことをかなりこう経験された人は、安くできるだろうと。内容的には労務での積算になっていますので、それこそ本当にもう何回も経験されている人は、相当安くできるんじゃないかなというような気がしております。

この辺のところは普通の工事の積算はきちんと材料を買ったり、そして労務賃金を払ったりというようなことで、きちんとした成果品ができるわけでありましてけれども、設計についてはやはり、今までの経験なりそういうものがかなり左右されるというようなことで、こういう不用残も競争の上ではやむを得なからうと。特に野球場の設計なんていうのは本当に半額までになったわけでありまして、そういう部分では今までのそういう中では、特に問題になるようなその減額ではないだろうという判断をしております。

○岡村雅夫君 後段の部分だけで話しますが、今設計業界というか聞くところによると非常に継続的に仕事を取るといのは大変で、大勢の職員を抱えられないというのが現状だそうですね。そうした中で、どうしてもチームで応援しあえる体制をきちんと取っておくことによって、いろいろの仕事に参加できるというようであります。そして、自分たちで日頃の営

業範囲の品物に関しては、どうしても優先的になる。大きな仕事を取るときには、中央なりあるいは県段階なりというような形の、それだけ専門にやっているような方々とチームを組んでやるというのが、通例ではないかなというふうに私は見えています。

そういった中で、これだけの請け差がでるということ、そしてまた自分で1人なりでやっている方々は非常にそういったチームにお任せするというような形になると、ほとんどそちらに経費を取られて、自分でなかなか、ああよかったなという形にはならないのが実情というような話も聞き取りした経過がございます。

そうした中で私はある程度予算を組んで、そして市内の業者に請け負っていただきたいというところが多分予算上の趣旨だと私は思っていますが、そういった中で設計屋さんというのは本当にいろいろな能力を持って、そしてそれをひとつ設計するわけでありまして。ある程度やっぱり一般の建築でいうと本当に微々たる代願といって——代願というところとわかって思いますが——申請だけをやってくれというようなものではないんですね、こういった公共の品物というのは。

そういう点からしてみるとこういった予算を余らせるのが果たしていいばかりだったのかなというふうに私ちょっと聞いた範囲の中で思いますので、そういう点ではやっぱりいろいろな要請はするわけですよ。ああすればどうだ——今まあ図書館の問題でもそうでありまして——こうなればどうだ、こうなればどうだというようなことを、しょっちゅう意見を聞いたりするわけでありまして。そういった部分は管理にも入らない、設計にも入らないというような形になってしまうこともあろうかと思うんですね。そういう点で何らかの方法というのはあるのではないかなというような気が私はしたもので、なぜこれほど余らせるのかなという気がしたので、一言付け加えました。以上です。

○副市長 おっしゃる意味はよくわかっておりますので、多分に最低制限価格の問題とリンクしてくるのだと思います。一定程度の最低制限価格を上げてやって、その中でその低価格の間の中で競争してもらおうというやり方がうまくできれば、何かそういうことですので、過当競争にならないで受けた人が何とかやれるのではないかなというような気もします。その辺はまた指名審査会の中で先般、設計についてのその最低制限価格の適正な基準というのを検討したところでありますので、そういう中でまた検討させていただきたいと思えます。

○岩野 松君 1点だけお聞きします。27ページの生活保護の経費がありますが、所信表明の中では今回生活保護が142世帯の181人という報告があります。去年のこのときもやはり生活保護費扶助費がマイナスのあれが出ていますけれども、予算上の問題としての保護というか調整というかそういうのは思ったよりも申請者が少ないということなのか、申請は多いけれども結果的に認定される方が予算上よりも少ないというのが通例なのかどうなのか、そこら辺をちょっとお聞かせいただきたいのです。

○福祉保健部長 去年は、予算を見積もるというのが大体12月ぐらいです。それで1月、2月で決めるわけですけど、22年度の初めが116世帯、23年度が140世帯という

ことです。21年度が86世帯ということで、ぐんぐんと伸びていた状況なものですから、去年の当初の段階ではもっと増えるだろうということで予算を見積もっております。結果的にはほぼスタート当初、一時期ぐっと減ってまた増えていきまして、大体年度当初と同じぐらいの数で終わっていますので、その分が余ったということです。その見積り段階ではもっと増えていこうということで多めに計上していたということです。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第7号報告 専決処分した事件の承認について（平成23年度南魚沼市一般会計補正予算（第8号）は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第7号報告は提出のとおり承認することに決定しました。

○議 長 日程第13、第8号報告 専決処分した事件の承認について（平成23年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第4号））を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

○市 長 第8号報告についてご説明を申し上げます。今回の専決処分は平成23年度の病院事業会計決算を試算したところ、資金不足が生じる見込みとなったために、急きょ一般会計から3,500万円の追加補助を行うものであります。この補正予算を3月29日付で専決処分させていただいたものであります。

内容につきましては、収益的収入におきまして、医業外収益に3,500万円を追加し、補正後の病院事業収益の予定額を41億789万7,000円としたものであります。詳細につきましては大和病院事務部長に説明させますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○大和病院事務部長 それでは説明をさせていただきます。資金不足は流動資産から流動負債を引いたものが資金不足になります。それで当初1月の初旬ぐらいから新年度の予算を決めたり、あるいは23年度の決算見込みを見ていったりするわけなのですが、そうした中で議案の方をご覧いただきたいのですけれども、6ページ、7ページの実施計画明細書をご覧いただきたいと思います。病院事業収益の他会計補助金3,500万円、資金不足を解消するためということでございますけれども、その時点で22年度の状況をもとに決算見込みを立てたわけです。

22年度と23年度が大きく違った、1、2、3か月冬場が大きく違ったという理由の一つに、入院の人数、収益が22年度ほど伸びなかったということがございます。その大きな理由としましては、先ほど市長の行政報告の中にもございましたけれども、内科と外科の医師が1名ずつ退職をしました。退職する前になりますとどうしても医師といえますか、患者数を絞ってくる傾向があります。そういったものが影響しまして、1月の時点で見込んでおいた入院患者が特に伸び悩んで、そこでそれが主な原因となりまして資金不足が生じるようなことになりました。そこで専決で3,500万円一般会計から繰り入れをしていただいて、資金不足を解消しようとするものでございます。説明は以上でございます。

○議長 質疑を行います。

○佐藤 剛君 前の専決のところで聞こうかと思ったのですけれども、今の説明を聞いてからと思ひまして、病院会計の3,500万円についてちょっと聞きたいと思ひます。3月中で4億円を繰り入れましたよね。そして、それで資金不足を解消するのだと。それが今度は起債は資金不足があるとできないのだということでした。資金不足はそれで大丈夫なのかという話で、大丈夫だという話でしたけれども、今の話のように結果としてちょっと3,500万円足りなかった。それはまあ致し方ないとしまして、市長の所信表明の中でこれをしたおかげでというか結果として、今度は収益的収支の方をみますと、2億7,000万円ぐらいでしたかね純利益が単年度で出たということになっていますよね。ここをどういうふうに解釈したらいいのかということなのです。

言うように資金不足というのは流動資産と流動負債の関係ですけれども、これで3,500万円入れて資金不足はかつかつになったんですよ。だけれども、収支のところは2億7,000万円今度は純利益が出たということですよ。ということは、4億円して、今度は3,500万円にして、全部で6億7,000万円ぐらい5,000万円ぐらい多分繰り入れをしているのですよね。それだけして純利益は出るけれども、資金不足はかつかつだということの意味ですよ。そこはやっぱり考えてもらわないと、一般会計で余りこうどんどん、どんどんつぎ込んでも、資金不足が発生しないようなつぎ込み方をしないと、純利益は出るけれども資金不足は相変わらず出てしまう、という私は気がするのです。だからそこをやっぱり考えていただかなければならないと私は思うんです。

ということで、このままでいくと、若しくは2億7,000万円が純利益が出たから、じゃあ24年度は一時借入金が、今7億の限度額を設定していますけれども、2億7,000万円分一時借入れが少なくて済むかといえば私はそうじゃないと思うんですよ。これでこのまま悪いふうに考えれば、また6億、7億つぎ込まないと資金不足は解消されない。起債というのは24年度だけじゃなくて25年度もありますよね。それで、今度は大和病院が生まれればそこでまたある。そうするとどんどん、どんどん一般会計から入れていかなければならないと思うのですよ。ですので、根本的に一時借入れを少なくするようにつぎ込み方みたいなものを研究してもらわないと、やっぱり純利益は出るけれども資金不足はかつかつだという、ちょっと私には理解できないような、そういう一般会計のつぎ込み方をしなければなら

ということになるので、その辺のちょっと説明をお願いします。

○大和病院事務部長 病院の方の考え方を申し上げますけれども、今ご指摘のように一時借入金、これの流動負債の部分が、一時借入金が非常に大きなボリュームを持っているわけですので、それを減らすというのが今の一番の、まあ議員のおっしゃるとおりです。それで一つは資金不足を解消するためにまた同じ手法うんぬんということがあるのですが、一つは当初予算の一般会計からの繰入金で3億円ちょっと500万円ぐらいでしたか新年度はみていただきましたけれども、この部分が今までとは違ってここ、当初ですよ、当初予算の中で22年、23年度が2億5,500万円ぐらいでしたか。それから、5,000万円ぐらい追加して24年度の当初が3億500万円ぐらいだったと思うのです。

そういう部分で多く基本的な不採算部門の繰り入れをしていただいていますので、そう多くは出てこないのではないかと見通しを立ててはいますが、一つは病院の収支というのは基本的にやっぱり医師の不足によるところが非常に大きいと思います。それをなるべく早めに解消をして、病院事業の収支が黒字になればそういうものは少なくなっていくわけですので、新年度そういう部分で医師の確保とそれから経費の節減、これによって経営の健全化に努めてまいりたいと思っています。

○佐藤 剛君 先々長い目で見ればそうなんですよね。収支が健全化にならないと、なっていけば一時借入れもだんだん減っていくということなのでしょう。だけれども、当面この病院建設をやらなければならないこの1、2、3年辺りを見ますれば、今言ったみたいにそういう考え方で一般会計を繰り入れて、収入——医療外でも医療収入でもいいですけど、収入が増えても資金不足は解消されないですよ。そこのところをやっぱり考えてもらわなければならない。

だから、もっと悪い言い方をすれば、医師が1人、2人減らないで収入が増えても、資金不足というのは解消するかといえばそういう問題でもない。だから根本的にはやっぱり流動負債と流動資産の関係ですよ。その中で一時借入れなのですよ。だから長い目で見れば利益を生んでいけば一時借入れも少なくなるんでしょうけれども、ここ2～3年、4年の中ではそういう長い目で見ると余裕はない。だから、一時借入れをここ2～3年起債をしなければならぬこの時期に、どういうふうにしたら減らすというふうな、減るかということをお私に考えてもらわないと、どんどん、どんどんつぎ込んで収益的収支の利益は出るけれども、おかしいな、資金不足になるよなというようなことになってはしまわないかというような心配があります。私もよくわからないのでその辺は今後ちょっと研究をしていただきたいと思っています。以上です。

○大和病院事務部長 その辺、ご指摘のありますように、経営の改善に向けて検討をさせていただきたいと思っています。それからひとつだけ別の要素として申し上げたいのは、これから新病院、六日町それから大和を考えた場合に、もう3年後に決まっています。そうしますとそれまでに医師を始め看護師の確保というのを今から準備しておかないと間に合わない。特に医師の場合はすぐというわけにはいきませんので、ある部分、この前、全員協議会の中

でご説明をさせていただいたように、その基本的な考え方を説明しながら医師の確保をある程度担保するようなことをやっていかないと、例えばその時点になってまた医師が不足するということになりますともうお手上げですので、早めに対応したいというふうに考えています。

ただ、そうした場合にその医師と看護師を確保した余分の分だけお金が必要になってきますので、そういう部分も非常にある部分、心苦しいところがございますけれども、その辺また議会の皆さんからもご了解をいただいてご理解をお願いしたいと思っています。以上です。

○寺口友彦君 今の答弁を聞いていまして、22年度の決算と23年度の決算見込みを比較したときに、医業収益でいけば120万円ほどの減収ですけれども、医業費用については1億円ほど増だと。この部分がやっぱりその医業費用の部分をいかに圧縮するかというところが経営に大きくかかわってきますが、スタッフを集めるためにこの部分はどうしても必要なんだという、もうそういう考えでいるということで理解していいわけですね。

単純に医業収益と医業費用の差を取れば3億7,000万円ほどのマイナスが出ているわけですけれども、この部分を例えば3年後に新病院が開院する。この間これを続けていけばかなり好転をするんだと、スタッフを確保していけば好転をするんだということを信じていいというわけですね。

○大和病院事務部長 一つは収益、今の医師うんぬんというのは別にしまして、昨年度はやっぱり費用がかかりましたので、それは機能評価をとる準備のものもございましたし、それから常勤の医師が確保できなかったために非常勤の医師で確保せざるを得ない。特に整形ですとか小児科ですとかそういった部分は非常勤の医師で2～3倍割高になりますし、それでも需要に応えなくちゃいけないというそういう部分がありましたので、1億円ぐらいのやっぱり費用が増えたということがございます。

それはそういう部分については24年度は極力抑えて支出を少なくして、あるいは収益はその医師の確保によるところでもうちょっと伸ばしたいと、そういうふうに考えております。だからある程度24年度の予算というのは、繰り入れも5,000万円ぐらい増やしていただきましたし、努力をして収支が拮抗するぐらいなところに持っていきたいと思っております。それが一つ。

もう一つ後段のそれとは別に、どうしても今度は新病院3年後を考えますと、医師と看護師の確保というのが緊急の課題になっておりますので、そこをどうするかということが出てくるわけですけれども、それはその時点になってからはなかなか手を打てないので、今からやっておいて早めに確保する。そうしますとその分の今度は人件費がかかりますので、そういう悩みもありますけれども、その辺はちょっとご理解をいただきたいというふうなことでお願いをしたわけでございます。

○議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第8号報告 専決処分した事件の承認について(平成23年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第4号))は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第8号報告は提出のとおり承認することに決定しました。

○議 長 日程第14、第9号報告 継続費繰越計算書について(南魚沼市一般会計)を議題といたします。説明を求めます。

○総務部長 第9号報告についてご説明を申し上げます。南魚沼市一般会計継続費の23年度年割額にかかる歳出予算の経費の金額のうち、支出の終わらなかったものにつきまして、次ページ記載の別記のように継続費繰越計算書により逐次繰越いたしましたのでご報告を申し上げます。

1ページ開いていただきますと表が載っていますのでご覧をいただきたいと思います。平成22年度当初予算でご決定をいただいた総額10億6,520万円の消防庁舎の改築事業にかかる継続費でございまして、計算書には継続費の総額、23年度継続費の予算現額、支出済額及び支出見込額、残額、翌年度逐次繰越額、財源内訳と記載をしておりますのでご覧をいただきたいと思います。以上で第9号報告 継続費繰越計算書の説明とさせていただきます。以上です。

○議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 以上で継続費繰越計算書について(南魚沼市一般会計)の報告を終わります。

○議 長 日程第15、第10号報告 継続費繰越計算書について(南魚沼市水道事業会計)を議題といたします。説明を求めます。

○水道事業管理者 それでは第10号報告 水道事業会計の継続費繰越計算書について説明を申し上げます。平成16年度から平成25年度までの10年間の総額21億4,111万円の継続費を設定しておりますが、平成28年度はその8年目ということで平成23年度の支払義務発生額が決定をしておりますので、地方公営企業法施行令の18条の2第1項の規定により報告をするものでございます。

別紙の3ページをご覧ください。平成23年度の年割額と前年度の逓次繰越額の合計であります平成23年度の水道事業の継続費の予算現額4億2,187万8,000円に対しまして、支払義務発生額が2億6,279万8,000円となりました。

平成23年度の執行額の内訳でございますが、工事が27件で2億3,602万円、それから人件費が1,840万円、委託費が811万円、その他事務費が27万円というような内訳になっております。

継続費の予算現額から支払義務発生額を引きました残り1億5,908万円を翌平成24年度に繰り越すものとしまして、その財源は損益勘定留保資金を充当するというものでございます。

なお、10年間の継続費中の8年目が終了しました。総額に対しまして8年目までの執行済額15億2,872万円、執行率が71.4パーセントとなっているところでございます。以上、平成23年度水道事業継続費繰越計算書について報告をいたします。

○議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 以上で継続費繰越計算書について(南魚沼市水道事業会計)の報告を終わります。

○議 長 日程第16、第11号報告 繰越明許費繰越計算書について(南魚沼市一般会計)を議題といたします。説明を求めます。

○総務部長 第11号報告でございますが、平成23年度一般会計の補正予算第7号及び第8号でご決定をいただきました繰越明許費に係る歳出予算の経費を、24年度に繰越しをさせていただき、繰越計算書を調整いたしましたので自治法施行令146条第2項の規定に基づきましてご報告を申し上げます。

3ページ、4ページ及び5ページに繰越計算書がございますので、ご覧をいただきたいと思っております。それぞれ款、項、事業別に金額、翌年度繰越額、財源内訳と記載をしております。件数で27件、繰越明許費の総額は5ページの最下段にありますように41億4,820万1,000円でございます。24年度に繰り越した額が39億3,799万円でございます。

財源内訳といたしましては、既収入特定財源が1,170万円、国県支出金で27億7,848万6,000円、市債が9億7,770万円、その他特定財源が86万円、一般財源が1億6,924万4,000円でございます。事業の内容の資料が7ページから9ページに記載になっておりますが、ご覧をいただきますと新潟・福島豪雨災害の復旧事業の部分が30億円ほどでありまして、多くはその部分が占めているという状態でございます。併せてご覧をいただきたいと存じます。以上で第11号報告 繰越明許費繰越計算書の説明とさせていただきます。以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

○岩野 松君 4ページの土木費のまちづくり交付金事業のことですけれども、資料を見ますと、十二沢川改修関連事業の旭町上町線の道路改良というふうになってはいますが、計画は今年はどこまであるのかとかそういうものがわかったらちょっとお聞かせいただきたい。

○建設部長 旭町上町線の今年の事業でございますけれども、一部用地買収に入らせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○岩野 松君 用地買収だけで終わるといえることですね。確認ですけれど。

○建設部長 用地買収と建物調査等々入らせていただきたいということで、工事についてはもうちょっと後ということでございます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 以上で繰越明許費繰越計算書について(南魚沼市一般会計)の報告を終わります。

○議 長 日程第17、第12号報告 繰越明許費繰越計算書について(南魚沼市下水道特別会計)を議題といたします。説明を求めます。

○企業部長 それでは12号報告 下水道特別会計の繰越明許費の繰越計算書について説明を申し上げます。平成23年度下水道特別会計補正予算の4号で決定をいただきました23年度の繰越明許費につきまして、3月31日をもって別紙のとおり決定をいたしましたので、地方自治法の施行令第146条の第2項の規定により報告を申し上げるものでございます。

別紙3ページをお願いいたします。最下段の合計欄でございますが、3月議会でもって決定をいただいた繰越限度額1億8,411万8,000円に対しまして、翌平成24年度に繰り越した額は1億7,811万8,000円となりました。差額の600万円については23年度中の執行済みとなったことから生じたものでございます。少なくなりました600万円の財源内訳は地方債で570万円減の8,340万円、一般財源で30万円減の1,466万円となっております。

めくっていただきまして資料5ページを見ていただきたいと思います。上段の方の公共下水道事業費でございます。17号線の美佐島地内の歩道関連工事ということで国に合わせて全額一般財源で平成24年度に繰り越したものであるということでございまして、今月中、6月中には完了の予定というふうにしていただいております。下の方の特環でございますが、工事が16件分ということで、この16件については8月中には完了する予定というところで見込んでいただいております。以上、平成23年度下水道特別会計繰越明許費繰越計算書についてご報告を申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 以上で繰越明許費繰越計算書について（南魚沼市下水道特別会計）の報告を終わります。

○議 長 日程第18、第13号報告 南魚沼地域土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出ついてを議題といたします。説明を求めます。

○総務部長 それでは第13号報告についてご報告を申し上げますが、今朝ほど申し上げましたように右の上に丸正のある書類でお願いをしたいと思います。よろしくお願ひいたします。本件は地方自治法の243条の3第2項の規定によりまして、経営状況を説明する書類を作成して議会にご報告を申し上げることになっております。23事業年度の決算書及び24事業年度の予算を2点提出してございます。

最初に決算書の1ページをご覧いただきたいと思ひます。事業報告書でござひますが、1の事業の概要ではこの事業年度において南魚沼医療福祉センター駐車場用地を先行取得し、諸経費を含めて南魚沼市に売却処分したものでござひます。この結果、平成23事業年度末の状況は、資産合計で8億141万8,927円、負債合計で6億6,037万6,140円でございます。保有土地の状況は4か所、面積で11万2,586.86平方メートル、帳簿価格にして7億5,264万1,426円となっているものでござひます。

2の業務報告では今ほどの処分用地について面積、金額が記載をされております。3の行政官庁の許認可はありませんので該当がありません。

それから次に3ページの決算報告書をお開きいただきたいと思ひます。1の収益的収入及び支出の部分でござひますが、(1)収入でござひます。決算額の欄をご覧いただきますと、1の事業収入で公有地取得事業収益が1億50万7,000円、2の事業外収益で受取利息、雑収益これは土地の貸付料ですが115万4,219円で、合計が1億166万1,219円でございます。

次の4ページでござひますが(2)の支出の部分であります。同じく決算額の欄で1の事業原価で売却土地の原価が1億50万7,000円、2の販売費及び一般管理費で18万1,606円、3の事業外費用、事務費分の利子でござひますが8,800円、4の特別損失これは過年度修正損であります2万3,402円、合計が1億72万808円でございます。

5ページに2の資本的収入及び支出でござひます。これも決算額のところでござひますが、(1)の収入では12億円をお借りして(2)の支出で借入金返済ということでござひます。この年度で発生となりました費用は、公有地取得事業で1億38万7,086円、借入金償還額で12億7,000万円の計13億7,038万7,086円ということでござひます。6ページ損益計算書をご覧いただきたいと思ひます。先ほどの決算報告の部分が損益計算書として反映をされておりますのでご覧をいただきたいと思ひます。

それから7ページは貸借対照表であります。資産の部で1の流動資産と2の固定資産のところの中ほど二重線で資産合計が7億7,141万8,927円、負債の部では1は流動負債で

2の固定負債はありませんので、二重線のところで負債合計が6億3,036万4,467円、資本の部では1の資本金が500万円、2の準備金合計が1億3,605万4,460円、資本合計が1億4,105万4,460円で最下段の負債資本合計が7億7,141万8,927円でバランスシートを構成しております。

次に8ページ、9ページでございますが、財産目録として資産及び負債をそれぞれ表示をしております。10ページから附属明細表が(ア)(イ)(ウ)とずっとありまして、14ページをご覧いただきたいと思っております。14ページが期末の残高でございます。医療福祉センターの駐車場用地を買い戻しいただきましたので、記載の4件が年度末現在の保有土地でありまして残高ということになります。

16ページ以降は事務所別に損益計算書、貸借対照表、お金の流れを示しますキャッシュ・フロー計算書、監査意見を掲載しておりますのでご覧をいただきたいと思っております。以上が23事業年度経営状況でございます。

次に24年度の予算でございますが予算書3ページをお願いいたします。予算の実施計画明細書でございます。1の収益的収入及び支出の収入でございますが、1の事業収益ではこの段階では見通しが立たないことから事業収益は計上をしております。2の事業外収益で受取利息を8万9,000円、雑収益として1,000円、3の特別利益は土地売却益1,000円の芽出しといたしまして、収入合計が9万1,000円でございます。

4ページでございますが支出では1の事業原価は見えておりませんが、2の販売費及び一般管理費では人件費、これは審議会の委員の皆さんの報酬ほかでございますが、経費として旅費、交際費等々で96万6,000円、3の事業外費用及び支払利子で1万4,000円、4の特別損失が団地整備費で1,000円と、5の予備費が10万円ということで計上をしております、歳出合計が110万1,000円でございます。

6ページの2の資本的収支であります、1の資本的収入では6億6,000万円これは短期借入金を計上しております。

資本的支出では1項の公有地取得事業費として支払利子ほかで1,540万円でございますし、2の公社債償還金及び借入金償還金に6億6,000万円、3項の予備費に10万円を計上しております。歳出合計が6億7,550万円でございます。

1ページに戻っていただきまして、以上から第2条で収益的収入及び支出を、また第3条で資本的収入及び支出を、2ページの第4条で短期借入金の限度額を6億6,000万円と定めさせていただくものでございます。

なお、この後平成24年度一般会計補正予算でもご説明を申し上げますが、売却予定といたしまして基幹病院の関連で天王町公共用地の一部を研修医関連施設用地といたしまして売却予定、それから下薬師堂公共用地のうち約1,300平米を住宅地として民間に売却予定でございますし、売却交渉を進めてまいりました長森総合野外運動広場用地につきましては、当面全面積を八海醸造株式会社さんに賃貸する計画でございますのでご報告を申し上げます。

以上でご説明とさせていただきますが、なかなか景気が回復しておりませんで、かなり厳しいところもあるのでございますが、議員各位におかれても活用情報がありましたら、ぜひともご一報いただけるようお願いをして説明とさせていただきます。以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

○岡村雅夫君 公社の関係は私、委員でもありますのであれですが、市長にひとつお聞きしたいことがあります。市長、今、ほかの市町村で土地開発公社、特に新潟もそうのようですが、解消していかなければならないだろうとそういう時代ではないというような話が進んでいるところがあるようであります。市長は以前、廃止の方向をというような話が若干聞こえたようなことがあったと思うんですが、あるいは任期中にはきれいにするという話を聞いた経過がございます。野世ヶ原の用地とか買取りをしてそのままというような形があるんですが、私は以前に申し上げましたけれども、総務部長が言いましたからあれですが、目的外にここできている、だから塩漬けだとかいうことですが、何か市の土地として、資産として売却するのではなくて、どう利用しようかというやっぱり知恵を出していかないと、直接的な買取りをすれば売ただけ得じゃないかというようなそういったことではなくて、優秀な職員が大勢いるという話ですので、やっぱりこれからの時代はこういうふうにこういう土地を利用できるのではないかというような形で努力するべきじゃないかなというふうに思うんです。

一つの例がその長森の運動公園ですけれども、これはやっぱり民間で活用して、それで今の力で何とか維持管理、あるいはできれば買っていただきたいという話だと思っておりますけれども、それでも簿価からしてみれば、かなり破格の値段で売らなければならないわけですね。ですから、やっぱり本当に豊かな市であるとしたならば、そういう遊休地をどう生かすかという、あるいはどういうことを皆さんが望んでいるか、あったがいかという辺りもひとつの——やっぱりせっかくの資産でありますので、そういった利用方法というものもきちんと考えて、そしてこの土地開発公社をなくしていくという方向というのをやっぱりきちんと持つべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○市 長 任期は4年ということですので、その任期うちに何とかきれいにしたいという思いは常に持っております。今年はまだ任期がすぐ近いわけで、この間にあと残っている用地を全部処分ができるとは思っていませんのでそれはできない。ただ、先ほど部長がちょっと申し上げましたように相当の進展はあったということでもあります。

今議員おっしゃったように、市で買い取って残している土地もあるわけですし、これからもそうなる部分がないとも限らない。これを売却ということだけでなく何か利用方法を考えろということでもありますけれども、これは常に考えてはいますがなかなか切り札的な部分が見つからない。しかも、利用するということになりますと相当投資もしなければなりません。そういう部分についても真に何が必要とされているかというのはちょっと私ども、私は今のところ思い浮かばないわけあります。

例えば野世ヶ原、まあまあ公園にでもすればいいのか、それにしても非常に遠いところで

すし、冬は条件的に公園的にはほとんど使えないわけでありまして。一時、残土置場ということも考えましたが、とても相当の投資が必要でこれも無理だと。そんなことがありましてなかなか前向きな、将来発展的なその利用方法というのが見つからないのが現状であります。また議員の皆さん方からもそれぞれご提言をいただければと思います。一時共同墓地というような話も出ました。しかしなかなかやっぱり地域の皆さん方からのご賛同が得られない部分もありまして、簡単にはまだ進まない。ただそれをあきらめたということではありませんけれども、そんなこともありますのであらゆる知恵を絞りながら、何とか塩漬け的な部分は解消していきたいと思っております。

土地開発公社につきましては、去年、病院の駐車場用地という部分で活用させていただきましたけれども、今議員おっしゃったようにもう土地開発公社を使いながら先行取得をして、そしてその後という考え方はそうしなくてもいいだろうという思いであります。ある程度この財産処分、預金いわゆる財産ですね、財産的な処分が可能でそういう形が見えれば、湯沢町さんとも協議をしながら、私は解消する方向でいいだろうというふうに思っております。それがすぐできるのか、何年後になるのかというのは、ちょっとここで明言はできませんけれども、方向的にはその方がいいだろうというふうに思っております。

○中沢俊一君　長森運動公園用地の跡地といいますかね、残った土地の貸付けの話がありました。前にも質疑をさせていただいたんですけれども、ある程度その基準みたいなものがないと、ある民間企業に貸与したところああいう問題が出てきたということがありまして、何らかのそういう細目を決めておく必要があると思うんですが、それについてはいかがでしょうか。

○市長　細かな部分を一つだけ皆さんに申し上げておきますけれども、一応基準—あそこは農地ですよ。しかも、田んぼでなくて畑。そういう部分から算定していきますと、非常に高額な金額でお借りいただいているところであります。お借りいただくという予定であります。ですので、これは基準としては一般的な基準をきちんと当てはめていきますと相当安い。

ただ、私たちは私たちで一応お金をかけたその簿価、それに対する利息部分等も当然みてもらいたいというような話も出ますので、その辺をうまく調整をしていただいたということですが、非常に八海醸造さんから献身的な努力をしていただいた上での賃貸ということになっております。詳細はこれから部長がご説明申し上げます。

○総務部長　今市長が申しあげましたように、一番最初は売買をしたくて鑑定をとって鑑定価格でお願いできないかということでやったんですが、本当に売却をする側とそれを買い受ける側ですので当然大きな幅があるということで、いろいろお話をしている中で、社長さんと市長の会見の中で、賃貸でいこうということで決まりました。今だいたい坪100円でお話をしています。あそこの辺が田んぼでさえ、確か90円代くらいの農業委員会さんの見立てです。あそこで収穫物が取れるわけではありませんので、市長と社長さんのお話の中で100円でお決めいただいたという実情です。

それから一応契約につきましては、7月1日からというようなことで予定をしておりますし、あそこの外周に道路があるんです。幅員はちょっと私のはっきり覚えていませんが、この道路の管理ですとか、あるいはヘリポートもあるわけですがその辺の管理も含めましてお願いをしたいということで、いずれ買っていただくというようなことの中で賃貸を結ばせていただくという予定になってございます。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 以上で南魚沼地域土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についての報告を終わります。

○議 長 日程第19、第14号報告 財団法人しゃくなげ湖畔開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題といたします。説明を求めます。

○産業振興部長 それでは財団法人しゃくなげ湖畔開発公社の経営状況を説明する資料の提出について説明いたします。地方自治法第243条の3第2項によって報告するものでございます。

2ページめくっていただきまして、平成23年度財団法人しゃくなげ湖畔開発公社事業報告書をご覧ください。第1の事業概況の3行目でございますが、記録的な豪雪と3月の東日本大震災、さらに7月末の新潟・福島豪雨災害で施設の損害、通行止め等で、来場者の減少で収益に多大な影響を受けました。

豪雪の関係では雪消えが遅く、しゃくなげオートキャンプ場が5月の連休にオープンできず、釣り堀も残雪が多く支障をきたしました。また、ダム周回道路の開通も6月24日金曜で例年より約1か月遅れた上、オープン後も震災の影響等で観光客の当施設の利用が少なかった。

7月の豪雨災害では、周辺の沢が崩れ釣り堀全体が被害を受けキャンプ場・釣り堀が営業休止になり、また県道・市道の通行止めが続き、十字峡登山センター・管理棟売店も災害後休止になった。営業箇所が少なくなり収入、就業場所もなくなる中、解雇せずワークシェアリングを行い経費の節減に努めました。

法人移行では、本格的準備を始め、移行に向けて作業を進め継続いたしました。

決算報告書の1ページをご覧ください。収支計算書ですが収入の部の上から4行目の事業収入739万6,000円ですが、昨年対比47.4パーセントと厳しい状況になっております。中段の受託収入の管理費321万円と事業費の1,229万2,000円の合計1,550万2,000円ですが、緊急雇用事業の登山道環境整備事業が終了したことなどから、76パーセントとなっております。

下から8行目その他の収入の500万円ですが、基本財産が5,000万円ございましてこれを経営改善の一環として平成19年度から国債運用を開始しております。このたび満期を迎えたことから新潟県から基本財産処分許可を受けまして、基本財産5,000万円のうち4,

500万円を国債購入にあて、残りの500万円を取り崩したものです。当期の収入合計は3,324万2,000円で、昨年比76.7パーセントとなっており、前期繰越収支差額を加えた収入合計は3,517万3,000円となり、昨年比79.8パーセントとなりました。

めくっていただきまして4ページの下から3行目をご覧ください。支出の部ですが当期支出合計は3,081万5,000円となり、昨年対比73.1パーセントとなりました。当期収支差額は242万7,000円、次期繰越収支差額は435万7,000円となりました。

4ページほどめくっていただきまして平成24年度の事業計画及び運営計画をご覧ください。第1の運営計画基本方針の3行目でございますが、平成25年4月1日に新法人移行の認可を受けるための新規定款、各種規則の作成等に取り組みます。

また、平成23年7月新潟・福島豪雨災害の影響により、しゃくなげ湖オートキャンプ場とボートパーク、釣り堀は営業不可能となりました。ダム管理棟売店はダムの道路の開通等をみながら当面は休止、十字峡登山センターについては軽食と売店は休止となるため、当初から来場客の増が期待できず受託事業も少なくなり、事業縮小を行い健全経営化を目指します。

また、コシヒカリ紙と和紙につきましては2年間、ふるさと雇用再生特別基金事業のコシヒカリ紙和紙販路開拓事業を実施いたしましたが、東日本大震災や平成23年7月新潟・福島豪雨災害などにより需要が思うようになく、平成24年度からは新規製造は見合わせて在庫の原紙と製品の販売を主体とし、しばらくの間規模を縮小して行う予定計画でございます。

4ページほどめくっていただきまして8ページをご覧ください。平成24年度の収支予算書につきましては、収入の部では一番下の当期収入合計が2,093万円で、前年比49.3パーセントとなっております。9ページの下から4行目の当期支出合計2,401万5,000円で、前年比56.5パーセントとなっております。当期収支差額マイナスの308万5,000円となっております。

以上、大変厳しい経営計画でございますが、本年はこれでやっていきたいということですのでよろしくお願いいたします。説明は以上です。よろしくご審議の上ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

○佐藤 剛君 1点このことは前にも聞いたことなので、ちょっと聞きづらいとかまたかということなんですけれども、コシヒカリ紙の販路開拓事業の件であります。2年間の継続でやってきまして、委託料といいますかが単年度870万円ぐらいで2年間やっていたね。それで、5ページを見ますと、23年度なんでしょうけれどもそのセールスの成果が出ています。ここの私は見方が間違っているのかもしれないけれども、大変成果としては非常に少ない。ふるさと雇用再生特別基金事業で雇用拡大ということでの意味合いはわかるし、雇用促進というのはわかるんです。けれども、こういう先の見通しといいますか結果としてこうなのかもしれないが、先の見通しが甘いこういう事業を計画して、こうでした、2年間でやめます。ちょっとしばらく休止しますじゃあ、この中ではあうんの呼吸みたいな

のでわかるかもしれませんが、ちょっと外向けにはなかなかこの言い訳ができない。ちょっとやっぱり理由付けをしておかないと、余りにも二八の十六、1,600、1,700万円かけて、収入が非常に結果が出ていなかったというのは、もうちょっときちんと総括しておくべきじゃないかというふうに思いますので、そこの考え方をひとつ。

○市長 このコシヒカリ紙の販売、製造販売につきましては、議員おっしゃるように非常に見通しも私も甘かったということだと思って反省をしております。一番の誤算といえますか、(株)飾一さん、この会社と共同的といえますかそういうことの中で非常に販路も期待をされて始まったわけでありまして。けれども、ご承知のようにこの会社が倒産を昨年、一昨年ですか、倒産してしまいました。市内の企業にも大変多大な影響を与えたわけでありましてけれども、そこが一つは大きな誤算でありました。

その後、市の名刺とかあるいは便箋、封筒こういふことで挽回を図ったわけですが、なかなか今は筆離れという部分もあつたりということでしょう。非常に事業の、生産はすれば幾らでもできるんですけれども、販路が伸びなかったということでありまして、これはまあ大いに反省をしなければならないことだと思っております。余り言い訳的なことはありませんので、まずはそれに踏み切った見通しが甘かったと、そこが一番の原因だと思っております。大いに反省をして今後そういうことのないように、きちんと検証をしながら事業は事業としてやるべきものはやっていくということになろうかと思っております。この点については私の方からもお詫びを申し上げたいと思っております。

○寺口友彦君 決算の資料の中で市からの委託事業で、サル被害の防止パトロール事業ということを受けていただいておりますけれども、予算の方が355万円、決算の方での事業費が281万円ということで、この差額が出ているわけです。この部分の説明をお願いしたい。

それから、24年度も同様にこの事業をしていただくわけですが、事業内容では南魚沼全体のパトロールということをお願いしていますが、このうちから例えば大和や塩沢部分についての全体に出ているという非常に厳しい部分があるのではないかなと思っております。この辺を、市全体をパトロールということですが、実際はどこまでやられるのかなという部分をお聞きしたい。

○産業振興部長 サルパトロールについてその実績につきましては、当初見込んでいた部分からの何といいますか、十分できなかつたということで減額ということになっております。それから市全体を見るという部分ですが、そこらにつきましては去年もそのような形で進めておりましたが、ぜひまた今年も市全体をその2人のパトロール員から見ていただきまして、できるだけ鳥獣被害のサル被害の出ないような形で運営をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○寺口友彦君 このパトロールについてはサルですので発信機を付けた部分、テレメトリーという部分で追いかけるということについては、まず、サル自体を捕獲してこれに発信機を付けるという部分がなければならないので、そうするとこのパトロール員の方たちもそう

いう有害鳥獣駆除に対しての専門的知識といますかの部分が当然必要になってくるわけですが、こういう部分をお持ちの方を採用しているのか。あるいはこの方たちはそういうふうにして育成をしていくのかということをお聞きを報告を受けていますか。

○産業振興部長 これが何年か継続で雇用できればいいんですけれども、1年ごとの雇用というようなこととなりますので、前任者からそこら辺を引き継いでいただいて、順調といますかスムーズに運営できるように考えていきたいというふうに思います。

それからその専門家の部分ですが、その発信機を付けたりという部分につきましては、私どもの獣医さんの方でそれは付けさせていただきますので、専門家が付けるというようなことで考えております。以上です。

○寺口友彦君 これについては地元の猟友会さんとの連携がないとなかなかうまくいかない部分であると思います。ただ、ここに出たからといってそこへ行ってどんな被害があったかと、ああいう部分。あるいは目視で出ているなというのを追っ払うという部分であれば、後手、後手になる可能性がありますので、先手、先手を打つためにはやっぱり猟友会との連携も大事ですし、市の方の担当課との連携も大事です。この部分がきちんとなされていくような形がないと、単年度で雇用して来年度わかりませんという形だと事業としては、申し訳ないですけど、コシヒカリ和紙の二の舞になる可能性がありますよね。非常に大変な部分を担っていただいているわけですから、これが継続をしながらいい方向にいくように指導をしていってほしい。

○産業振興部長 ご指摘のとおりその部分につきましては、継続をできるだけするような形で指導をしていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いします。

○中沢俊一君 市長に一度お伺いしておきますが、周回道路ですよね、市道、県道、これはもう本当に封鎖の時期がほとんどとっていいような格好です。あれだけの雄大な自然景観を持っている観光資源というのは、この市にも珍しいわけですから、県の方とのその辺の中長期的な見通しをぜひともしっかりしてほしいと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○市長 災害復旧関連については早急ということで進めているところであります。詳しい時期等については建設部長に答弁させますのでお願いいたします。

○建設部長 市道の方につきましては今発注をしておりますので、できれば夏までには終わらせたいというふうに考えております。あと県の道路では十字峡のところの橋がちょっと傷んでいるということでございますので、その辺も今年度中に直すということでございます。できれば今年の秋には全線開通をしていきたいというふうなことで考えているところでございます。

○中沢俊一君 安心をしているわけですが、じゃあこの秋の紅葉シーズンぐらいを目処にということでしょうかね。一時は30万人という来客を見込んでいたような格好もあって、ああいう周回道路があってこそこのこういう観光スポットなわけですから、本当にその辺のことは県と安全性を特に配慮しながら、早い復旧、それから安全な復旧をお願いしてお

きます。以上です。

○建設部長 市道等につきましてはそういう形で進めてまいりたいと思っておりますし、その後、災害関連で県の農林振興部ですか治山が入るところもございますので、そういう工事用道路については今年はそういう形で車両が入ってくるということでございます。一般車の交通止め等々は考えておりませんので、秋ごろには行かれるというふうには考えております。以上です。

○笠原喜一郎君 1点だけお聞きをいたしますけれども、24年度の収支計画をみますと非常に厳しい状況が予想されるわけです。25年の4月1日を目処に特例民法法人への移行というようなことが謳われているわけですが、このことによってどういうことが今と違ってくるのか。その辺がまだちょっとよく見えないもので、その移行したことによってそれこそ経営だとかそういう部分、あるいはどういうふうなメリットがあるのか。その辺をちょっとお聞きします。

○産業振興部長 こちらの方につきましては第三セクターということで県と連携をとりまして、公益法人がいいのか、一般法人がいいのかというところでまだちょっとその段階がはっきり決まっておきませんので、そこを決めましていずれかにしなくてはいけないということですので、この年度で法人に移行をしていくということで事務を進めていくということです。よろしくお願ひします。しなくてはならないことです。

○笠原喜一郎君 わかりました。しなくてはならないということですが、そのことによることと、今のままでやり方が同じであればただ変わっただけということで、そこにメリットみたいなのが見えないわけです。変えたことによって何か自由になるというか、あるいはもっと自分たちの経営が改善できるとかという、そういう余地というのはあるのですか。権限が付与されるとか、そこら辺をちょっとお願ひいたします。

○副市長 現在の公益法人につきましては25年の10月までに、新しい制度に沿った新公益法人か一般法人かどちらかの申請をしないと、来年10月で自然消滅してしまうということで、今の財団法人はどちらかを選定して申請をなさないと。申請をしなければもうそれで自然消滅になるということで、今しゃくなげ公社の方ではそれを県の方といろいろ協議をしている。

その選定の方法がどれだけ法人で公益性の事業をやっているかというようなことで選定されるのだそうです。公益性の強い事業というのが解釈によって、公社によっては市から委託料をもらってセンターを運営しているのではないかと。そういうことであれば、食堂もやったりということであれば収益事業がメインじゃないかと、そういうことになれば公益法人ではない。一般財団法人になるというような指摘もあつたり、いやまてよ、これは儲けを主体にした財団ではないので、公益的な新公益法人の方になるんじゃないかというような判断が、まだ県の方ともついていないということです。そこでありますがその違いというのは、法人税の取扱いになります。

そういうことで一般法人になると今度、税金が一般の株式等そういう法人と納税が同じよ

うになってきますし、新たな新公益法人の公益法人になればその辺が免除になるというようなことで、その辺が大きな違いになりますので、県と今協議中ということです。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 以上で財団法人しゃくなげ湖畔開発公社の経営状況を説明する書類の提出についての報告を終わります。

○議 長 日程第20、第67号議案 新潟県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○総務部長 第67号議案についてご説明を申し上げます。本件は新潟県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてご決定をお願いしたいものでございます。県内30の全市町村で構成をし、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する後期高齢者医療制度の事務を行う広域連合でございますが、このたび住民基本台帳法の一部を改正する法律をはじめとして関係法律の改正がございまして、この7月9日にそれが施行されます。いわゆる外国人登録法が廃止になります。これによりまして従来の外国人登録ということがなくなり、住基法の中で一括に管理をしていくということになります。

この広域連合では経費の支弁について共通経費では均等割が10パーセント、高齢者人口割が40パーセント、人口割が50パーセントという定めになっており、5ページをご覧くださいと思います。新旧対照表にありますように人口の算定の基礎が住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口というふうになっております。先ほど申し上げましたように、制度の廃止によりこの部分を削除するものであります。

規約の変更箇所は共通経費負担の算出根拠であります。この算定は前年度の3月31日における関係市町村の人口に基づいた人口割及び高齢者人口割を当年度に用いるということになっておりますので、改正による算定となるのは、実質は変わらないわけですが文言が変わってそれによるのは、25年3月31日における人口割合により、25年度分の共通経費からということになりますので、変更規約の施行日は25年4月1日からというものでございます。

規約の変更は関係地方公共団体の協議により定めるというふうにしていまして、今般、自治法の規定に基づきまして議決を賜りたいものでございます。説明は以上でございますがよろしくご決定いただきますようお願いを申し上げます。以上です。

○議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第67号議案 新潟県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第67号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第21、第68号議案 南魚沼市児童センター条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○福祉保健部長 それでは第68号議案 南魚沼市児童センター条例の一部改正についてご説明を申し上げます。本条例は南魚沼市児童センターたけの子クラブが、大巻地域開発センター隣から五日町小学校の体育館内に移転することに伴う改正条例でございます。

現在、大巻地域開発センター敷地内にありますたけの子クラブは、旧中央土地改良区事務所を改修して使用してまいりましたが、施設設備が老朽化していること、それから学校から遠く、また国道17号の横断に伴う危険があること。それから外遊びの場が狭いことなどから、学校近くへの移転要望が出されておりました。

そうした中、昨年度、五日町小学校と体育館ギャラリーを改修して使用することの協議が整いましたので、この夏休み中に改修を行い9月1日から児童センターとして供用開始をするものです。

3ページの新旧対照表をご覧ください。たけの子クラブの位置を寺尾238番地1から五日町640番地1に改めるものでございます。

1ページにお戻りください。附則をご覧ください。施行日の方は9月1日とするものです。説明は以上です。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第68号議案 南魚沼市児童センター条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第68号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 長 日程第22、第69号議案 南魚沼市墓地等の設置場所及び構造設備の基準に関する条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○市民生活部長 それでは第69号議案 南魚沼市墓地等の設置場所及び構造設備の基準に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。墓地、埋葬等に関する法律第10条の経営者の許可、第18条の立入検査、第19条の改善又は使用の制限及び許可の取消しに係る事務につきましては、都道府県知事が行う事務ということで法律に明記されておりますが、新潟県では、平成9年から県内の全市町村に権限委譲し、「新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」によって、各市町村において事務を行ってきたところでございます。

このたび「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」これが成立したことによって、墓地、埋葬等に関する法律が改正され、平成24年4月1日から都道府県知事が行うものを全て市の市長へ事務が移譲されたというふうなことでございます。

これに伴いまして、南魚沼市においても、設置場所や構造設備の基準を条例で定める必要が生じたので、南魚沼市墓地等の設置場所及び構造設備の基準に関する条例を新たに制定するものでございます。

条例の方を見ていただきたいと思いますが、第1条は趣旨、この条例につきましては、墓地、埋葬等に関する法律第10条に規定する墓地それから納骨堂又は火葬場の設置場所並びに構造及び設備の基準を定めるものでございます。

第2条の設置場所の基準でございますが、墓地等が無秩序に配置されることがないように、基準を明記するものでございます。

それから第3条構造及び設備の基準でございますが、このうち第1号につきましては、墓地の基準を示しております。隣接土地所有者とのトラブルの防止、それから公衆衛生上の措置、それから墓参を容易にするための措置を規定したものでございます。

第2号につきましては、納骨堂について、持続性の確保、防犯及び公衆衛生上の措置を規定したものでございます。

第3号につきましては、火葬場について、隣接土地所有者とのトラブル防止、それから公害防止及び必要な用途別の部屋を設けることを規定したものでございます。

なお、この条例につきましては、新潟県の条例をそのまま踏襲した内容になっております。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用するというようになっております。

なお、本来この条例につきましては、本来3月定例会において提案すべき内容でございましたが、ちょっと齟齬がありまして今回の提案になってしまいましたことを深くお詫び申し

上げます。説明の方は以上でございます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

○佐藤 剛君 1点だけちょっと確認をしたいのですけれども、第2条の(2)ですが納骨堂についてです。これから多分こういうのが増えてくるのではないかと思うのですけれども、これはではこの条文からいいますと寺院、教会等の境内地又は墓地、火葬場の区域内ということで、そのほかは全くだめだということですよ。そこだけちょっと確認を。

○市民生活部長 基本的にはこういうことで新たな場所への設置はできないというふうなことでございますが、これからどういった状況が生じるかもわかりませんが、そういった特別な事情が生じた段階でまた検討してまいりたいと思っております。基本的には新たに散乱するような状況にはしたくないというのが考え方でございます。

○寺口友彦君 1点お伺いしますが、現在の市内の墓地の状況ですけれどもこれを調査して、この条例にあっていて、あっていないという部分については確認を行うのですか。

○市民生活部長 この規定につきましては今までも新潟県で同様の基準で許可等をしておりました。ただ、この制度自体の発足前にいろいろ個々に集落等で設置している部分があるかと思っておりますので、そこを遡ってこの基準にというふうなことでありませんので、今後申請等が出てきた場合にはこの基準に従って指導をしていくというふうな状況でございます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第69号議案 南魚沼市墓地等の設置場所及び構造設備の基準に関する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第69号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第23、第70号議案 南魚沼市工場立地地域準則条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○産業振興部長 それでは第70号議案 南魚沼市工場立地地域準則条例の制定についての提案理由を申し上げます。条例の1ページの方をご覧ください。この趣旨でございますが、第1条 この条例は、工業立地法第4条の2第2項の規定に基づき、公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)第2条 この条例における用語の意義は、法の規定の例による。

(区域の範囲並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合) 第3条 この条例を適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次のとおりとする。

その真ん中のところですが、緑地の面積の敷地面積に対する割合ですが、工場立地準則では20パーセント必要なところですが、都市計画法の準工業地域では100分の10以上、都市計画法の第8条第1項の第1号の用途地域の指定のない区域、用途外のところですが100分の5以上ということでございます。

その右の方ですが、環境施設の面積の敷地面積に対する割合ですが、この環境施設につきましてはこの緑地を含む面積でございます。これが工業立地準則では25パーセント以上必要ですが、こちらの条例を制定しますと都市計画法の準工業地域では100分の15以上、それから用途地域の指定のないところでは100分の10以上というようなことで緩和をするものでございます。

附則といたしまして(施行期日) 第1条 この条例は、公布の日から施行する。

めくっていただきまして、2ページですが第2条につきましては、既存工場等に係る面積の算定ということで、その算定式等が載っております。こちらにつきましては平成21年の地方分権改革推進計画及び平成22年の地方主権戦略大綱により、基礎自治体への権限移譲と義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大が図られました。

工場立地法に関しましては、平成24年4月から緑地面積率等に係る地域準則の制定権限及び関連事務を全ての市に移譲されました。これによりまして、当該市の区域のうち、その自然的、社会的条件から判断をして、国の定めた準則より、他の準則とする方が適切であると認められる区域があるときは、基準の範囲内において準則を定めることが可能となりました。これを受けまして、条例の制定をお願いするものでございます。

工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるように定められたものであり、一定規模以上の工場を新設・増設・変更する事業者に対して届出義務を課しております。届出対象工場は、製造業、電気、ガス、水力・地熱発電所等を除く熱供給業者で規模が、敷地面積9,000平米以上又は、建築面積3,000平米以上の場合に届出が必要でございます。

今回この条例を制定いたしますと、先ほど申し上げたように緩和措置ができるということでございます。説明は以上です。よろしくご審議を賜りましてご決定いただきますようよろしく申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第70号議案 南魚沼市工場立地地域準則条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第70号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 休憩いたします。休憩後の再開は3時10分といたします。

(午後2時50分)

○議 長 休憩前に続き会議を再開いたします。

(午後3時10分)

○議 長 日程第24、第71号議案 平成24年度南魚沼市一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○市 長 第71号議案につきまして提案理由を申し上げます。当初予算編成後の補助事業の採択決定と当初予算策定後、必要が生じた項目について補正を行うものであります。主な項目といたしまして、医療再編に伴う市立病院整備として行う現六日町病院の整備につきまして幾つかの案を検討する中で、当初予算で認めていただきました実施設計費に不足が見込まれることから4,000万円を追加計上いたしました。

農業振興対策補助事業といたしまして2名の新規就農者が整備する大型農業機械の購入に対して、新規就農者支援事業補助金が採択となりました。また、人・農地プランに基づく農地集積、新規就農者の増大を目的とした県補助金・給付金が決定いたしましたので計上させていただきました。

観光振興費として国土交通省が施工する砂防堰堤工事に伴い、越後三山森林公園施設の一部について支障移転が必要なことから1,803万円余りの補償費を受け取ることになりました。炊事棟などの除却費を計上しましたが、差額につきましては地元と協議しながらキャンプ場の整備として、来年度以降必要額を予算化する予定であります。これは水無川上流であります。

住宅リフォーム事業につきましては、当初予算5,000万円で議決をいただいておりますが、申込みを締め切りましたところ、予算額を超える申込みがありましたので抽選をすることなく、期限までに申込みをいただいた全員の方に補助金を交付すべく3,600万円を追加計上いたしました。なお、このことにつきましては社会資本整備事業補助金の増額が厳しいことから、追加分は全額市の単独費として見込ませていただきました。

図書館建設事業につきましては補助金額の減額が見込まれることから、予算の一部組替えを行いました。

昨年度の豪雨、それから豪雪、新年早々の暴風雨これらによりまして、道路施設、五十沢

キャンプ場、榊形山最終処分場、八海山麓スキー場などが被災しておりますので、復旧費を計上いたしました。

財産取得及び処分として、土地開発公社所有に公共用地の一部を取得するとともに売却を見込みました。また、昨年9月議会において財産の減額譲渡を承認いただきました旧浦佐幼稚園用地について、売払い収入を見込みました。

平成23年度会計につきましては、会計を閉鎖し整理作業を行っております。繰越金が生じる見込みでありますけれども、額の確定を待って平成24年度の9月補正予算に計上することとし、今回は歳入歳出の不足額7,471万円のみを計上したところであります。

以上によりまして、歳入歳出予算総額それぞれ3億7,390万円を追加し、歳入歳出予算総額を327億2,590万円としたいものであります。詳細については総務部長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長 第71号議案についてご説明を申し上げます。10ページ、11ページを開きいただきたいと思います。2の歳入、事項別明細書で説明を申し上げます。14款県支出金1項1目民生費は、豪雪に係る災害弔慰金の県負担金187万5,000円の受け入れであります。2項県補助金2目の民生費の部分では、それぞれ事業に係る計上でございます。4目労働費では、県の緊急地域雇用創出特別基金事業として10分の10で間伐材の運搬委託703万円、地域医療連携支援事業として267万円、合計で970万円の計上であります。

5目農林水産業費では、市長が提案理由で触れておりましたが、新規就農者支援事業として大月、中子新田のお二人の方に合計で661万円、利子補給の部分は、豪雪及び暴風に係るものであります。その下のマスタープランは組替えによる減額でありまして、緊急消雪促進対策157万円ほどは、今春の豪雪に係る融雪剤と機械除雪に係る部分であります。高付加価値米の176万円は、乾燥機などの購入助成であります。戸別所得補償経営安定709万円、ここに先ほどのマスタープランの部分89万円、農地集積交付金620万円の計上であります。3節農林災害では、外谷地区の農災関連区画整理事業に係る補助3,060万円ほどの補正でございます。

6目商工費では、スキー場とキャンプ場の復旧に係る補助の受け入れでございます。

15款財産収入では、基幹病院関連で研修医の施設として天王町公共用地2,243平方メートル、住宅用地として下薬師堂公共用地1,310平方メートル、旧浦佐幼稚園用地が2,265平方メートルの売却に係る収入を計上させていただいております。

12ページ、13ページをお願いいたします。17款5目国際交流及び文化・スポーツ基金繰入金ですが、中学生海外派遣事業に係る事業費繰入でございます。

18款繰越金であります。前年度純繰越金を今回の補正の不足分だけ計上させていただいております。

19款諸収入では病院事業からの受託分として、実施設計などの追加分4,000万円でございます。

19款1項諸収入の1の総務雑入では、八海山女人堂の強風による被害保険金440万円ほど、一般コミュニティ事業補助金、樺野沢区の防犯灯が不採択で250万円の減額でありますし、3の衛生費の部分ではコーディネーター育成事業の事務局を郡市医師会からの受託であります。5の農林水産業の部分では、外谷地区の施設に係る県営事業協力金ですし、6の商工では、地域活性化センター助成金200万円は八海山水無溪谷研究会に、国の砂防堰堤工事の関係で荒山地内の越後三山森林公園の物件移転補償が1,803万円ほどであります。7の土木は、市営日の出町住宅風害による見舞金を計上してございます。

次のページにわたりますが、20款市債であります、事業増により補正計上とさせていただくものでございます。以上が歳入の部分でございます。

16、17ページをお願いいたします。事項別明細書、3歳出でご説明を申し上げます。2款総務費1項7目説明欄の丸、集落振興事業費210万円でございますが、歳入で申し上げました樺野沢区の不採択に係る減額、集落集会所は、天王町、東泉田、庄之又、蛭窪、荒山のそれぞれ事業量の変更による補正計上でございます。公会堂費は、東地区センターの駐車場舗装修繕の費用でございます。

3款民生費1項2目説明欄の丸の自立支援事業費は、障害者自立支援特別対策事業が本年度まで延長となったことによる増額でありますし、次の丸、地域生活支援事業費67万円ほどであります、小出特別支援学校送迎バスの負担増の部分であります。次の浦佐福祉の家管理費であります、使い勝手から消耗品では駐車場の白線の塗料や、施設改修では裏玄関に屋根を設置したいものでございます。次の丸、生活支援事業費は、生活介護サポーター養成講座を社会福祉協議会に委託するための216万円ほどでございます。

2項児童福祉費では、4目の児童福祉施設費80万円ありますが、常設保育園におけるコピー機の使用料等の増額でございます。

18、19をお願いいたします。4項1目災害救助費ですが、災害弔慰金の支給等に関する条例を受けまして、今冬の豪雪で不幸にして亡くなられた方への弔慰金の支給のための計上でございます。

4款1項4目医療等対策費では、丸の総合的保健医療体制整備事業費4,000万円ありますが、検討の中で新築とするための実施設計費の委託料の増額でお願いしたいものであります。次の丸地域医療再生基金事業費288万円ほどは、郡市医師会からの委託を受けて、コーディネーター育成事業の事務局を医療対策室で行うための所要の経費でございます。

3項清掃費であります、2目のごみ処理対策費ではごみ減量化推進事業費として、ディスプレイの経済比較調査を委託するための経費の計上でございます。次の丸の環境保全協力金は、キレート処理した飛灰を処理に係る協力金として、処理をお願いする会社の所在市に納付するための90万円の補正でございます。下の可燃ごみ処理施設運営費は、市で保管していたものなどを処理していただく部分の経費でございます。

20、21をお願いいたします。5款労働費の労働施設管理費では、働く婦人の家の消雪ポンプの制御盤の修繕と、前年度ご迷惑をおかけいたしました灯油の漏えいに係る周辺の地

下水の追跡調査を行うための水質調査を3件2回実施したいものであります。丸の雇用創出事業費であります。医療連携支援事業、及び未利用木質バイオマス活用事業として、間伐材運搬委託料を基金の10分の10の事業で行うものであります。

6款1項2目の農業振興対策補助事業費2,507万円は、歳入で申しあげましたそれぞれの補助金等であります。下の丸の土地改良事業費も歳入で申しあげました外谷地区、泉盛寺開田地区に係るものでございます。揚水設備維持管理費は、余川、南沢の揚水ポンプ修繕の費用の計上でございます。

7款1項1目商工業振興費の丸、観光交流拠点整備事業費では、同額のご寄附をいただいているところでございますが、このたびご親族の申出によりまして、今泉隆平様の記念碑設置に係る経費100万円であります。

22、23ページをお願いいたします。2目の観光振興費では、丸の観光振興事業費493万円ほどは、女子プロモーションチームの事務局の経費、10月に実施を予定をしておりますコシヒカリトレイルの計測部分の補助を追加させていただきたいものでございます。次の観光施設維持管理費は、越後三山森林公園の移設や除却費を、また、登山の注意看板の設置に係る経費を計上させていただきました。山岳遭難対策事業費では八海山女人堂の屋根の修繕を、次の八海山麓観光施設管理運営費では、ペアリフトの修繕、除雪用ドーザの購入の費用でございます。その下の観光振興補助・負担金事業242万円は、国道353号広域観光駐車場協議会負担金として、消雪井戸が修繕の必要がでてきたということで、その費用の分42万円、地域活性化支援事業補助金として、水無溪谷研究会にトンネル補助するものであります。

8款2項2目の道路橋梁維持管理一般経費370万円は、市道東泉田西泉田線の国道昇格に係る境界等の測量委託の経費の計上でございます。

4項3目都市計画施設費では、丸の浦佐駅前広場管理費では、照明等の修繕を、まちづくり交付金事業費では、銭淵公園の看板の改修ほか観光看板を設置したいものであります。

24、25ページをお願いいたします。5項1目市営住宅管理費331万円ほどは、4月の暴風雨による日の出町住宅の修繕工事費でありますし、個人住宅リフォーム事業は、申込み状況から3,600万円の補助金追加をお願いしたいものでございます。

9款消防費であります。丸の防災一般経費139万円ほどは、防災行政無線の八海山、後山中継局の多重無線の部分の修繕を、5年ごとの法定点検の費用並びに固定局の再免許に係る経費でございます。

10款教育費に移ります。1項1目教育委員会費、国際交流及び文化・スポーツ基金事業20万円ほどは、中学生派遣に係る個人負担免除の部分の事業費計上でございます。4目育成支援費では、子ども若者育成支援事業費48万円余りですが、発達障害巡回相談として、臨床心理士で実施するための経費及び講演会に係る経費であります。

26、27ページをお願いいたします。3項1目中学校教育運営費では、塩沢中学校のグラウンド整備に係る代替施設の借上料を38万円の計上でございます。6項3目図書館費で

は100万円ほどの計上ではありますが、測量、登記などの委託費で100万円、あとは土地の購入費、建物購入費、返済補助金の中で組替えをさせていただいております。

7項1目の丸、保健体育一般経費40万円ほどでは、7月下旬、8月上旬に行われますインターハイに係る臨時職員の経費を、下の各種団体補助金では、ふれあいパーク水無で実施されますグランドゴルフ大会に補助を行いたいものでございます。次の体育施設一般管理費では、五十沢体育館に係る経費の計上でございますし、施設修繕工事費はディスプレイのエアコンを入れ替えたいというものでございます。給食センター事業費では、ボイラー、熱交換器の修繕に係る経費の計上であります。

28、29ページをお願いいたします。11款災害復旧費2項1目公共土木施設災害復旧費は、豪雪による経費の計上でございます。

3項の新潟・福島豪雨災害公共施設復旧費の部分は、応急復旧費1,000万円は小規模災害、次の施設修繕工事費は、五十沢キャンプ場などで400万円余り、4項では雪の被害による柵形山処分場の屋根のシートの修繕、並びに八海山麓スキー場の暴風被害による修繕工事の計上でございます。

13款諸支出金では、7,541万円ほどではありますが、土地開発公社から天王町公共用地、下薬師堂公共用地の買戻しに係る経費の計上でございます。以上が、歳出の部分であります。

1ページでございますが、第1条で歳入歳出予算の補正、第2条で債務負担行為の補正、第3条で地方債の変更をお願いしたいものであります。以上で説明を終わります。

○議長 質疑を行います。なお、発言者はページ数を指摘して発言をお願いいたします。

○樋口和人君 1点お願いしたいのですが、18、19のディスプレイの経済比較調査委託料ということですが、この件についてももう少し詳しく教えていただきたいと思っております。

○市民生活部長 ディスプレーの投入の可否につきましては、今まで県といろいろ協議をしてきたところでございます。当初、私どもはディスプレイを導入したとしても、下水道の処理施設についてはそんなに負荷がかからないのではないかとというふうなことで考えておったわけですが、県の方から、その辺、例えば負荷がかかった場合には施設の増強とか、処理費の増大とかというふうなことが考えられるので、実証実験をする前にそういった経済比較をすべきではないかということ強く言われました。そういうことになりますと、私どもも万全を期して、その入口をきちんと整理した中で次に進もうということで、今回この150万円を計上させていただいたというふうなことでございます。

○樋口和人君 私も前回の委員会の時にもちょっとお話をさせていただいたのですが、今この話を聞きますと、いわゆる処理場の方の負荷というようなことになって、いわゆる下水道の方の話ではないのかというふうに私は考えます。その辺、下水道課の方と市民生活課の方になるのか、廃棄物対策課の方になるのか、この辺の連携についてどういうことになっているのか、そこら辺をお聞かせ願います。

○市民生活部長 廃棄物対策課の方は、あくまでもごみの減量化、また高齢者のごみ処理

の手間の削減とかというふうな部分で検討させていただいている中で、当然その処理をするためには下水道の管を通りますし、その先には処理施設があるわけです。私どもはいろいろ県と協議の中では、下水道課それから廃棄物対策課と同行しながら、いろいろ情報を共有しながら、今取り組んでいるところでございますので、庁内で齟齬があるということはないというふうに考えております。

○樋口和人君 これはまた新しく——新しくといいますかかなり前から上出浦の方で合併浄化槽ということの中でやっているわけですので、取り組み始めてかなり経っているわけです。そろそろもういずれかの方向性というものを見いだしていくべきだと思っています。多分、これがなっていく段階ではあれを見ると、粉碎機から何かしたのは下水道の中へ入れられないような、条例の規則だか何かの中には入っていたような気がしますけれども、その辺のこともこれから精査していってもらいたいと思います。

私はディスポーザーを付けることによって、市民の皆さんのごみの分別ですとかそういった意識改革の方向にも、上手にひとつのステップというか、考え方、意識改革の方向性にもなるのかというふうに思っています。そんな意味合いからもぜひ庁内でいろいろ検討、あるいは連携した中で、ぜひ、いい方向にもって行ってもらいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○市民生活部長 ちょうど皆さんからもいろいろご提言をいただいて、気運が盛り上がったところでございますので、ぜひ、この機会をとらえて方向付けをしていきたいというふうに思っております。私どもはあくまでも、やるのであれば直接の投入型の施設で検討したいというふうに思っているところでございます。

併せて意識改革というのは一番最初の部分で、大変重要な部分でございますので、それらも含めて検討、またPR等をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○若井達男君 今ほど15番議員、樋口議員が質問した件でございますが、これにつきましては午前中、社厚の中沢委員長の方から委員会の報告がされた中にこれらも出てきております。私も樋口議員が指摘されるように、実際は負荷がかかる処理が、設備費に負荷がかかる、また管路が詰まるということは、まさにこれは下水道の問題だと思うのです。それで今回150万円の補正をつけて、危険物対策課で行うということなのですが、これは庁舎内のものですから連絡はよくとれているという今の答弁でした。この前の4月24日が社会厚生委員会で調査を行っている、その次の25日が産業建設委員会でこの調査を行っている。その時の話は下水道課でこの実証試験を行うという答弁をいただいているのです。

それがこういった形なものですから、ということは今、部長が言われましたように、今までの上出浦地区についても確かに何らかの時間は経過しております。しかしながらあそこは合併処理槽なものですから、果たしてその中で本当にこのディスポーザーを使った時に、どれだけの実験効果が出るのかどうか。これは12月議会、市長の答弁では13番議員でしょうか、やはりごみの減量化についてはディスポーザーは有効な手段だという答弁をされているわけです。そして、その中にたった時に、それならば今想定をすれば、これから実際、実

証実験150万円を予算化しているわけですので、まずどこを考えておられるか。その辺もひとつ1点お聞かせください。

そして、その結果は長いことでなく、やはり速やかなる実証実験の結果を出していかなくてはならない。そして、その周知は今度そこに実証実験する地域の皆さんには、当然のことながら入る前、また終わってからの周知、結果は発表しなければならない。それから条例改正が必要であれば、条例改正もしなければならないという、そういったひとつの流れになると思いますが、その辺を今一度ひとつ部長の方から説明をお願いします。

○市長 整理いたしますけれども、上出浦の合併浄化槽で実験をやったのは、残留物といいますか排出される部分もさることながら、まずは水質がどうなのだろうとこれが主目的でありました。その中ではSSもBODもほとんど変化なしということで、水質的にはまず問題ない。

そして岡村議員が先ほど触れましたように、合併浄化槽の場合は汲み出せばそれで事が済んだわけです。これから公共、いわゆる下水道に流す場合はどうなのだろうと、これの中で県が相当心配しております。管路の摩耗から始まって、硫化水素だったか何かはどうとか、いろいろ心配しておりますのでそういう部分。それから、実際ディスポーザーを付けた場合、ごみがどの程度本当に減量化されるのか、その費用対効果。これも含めてこの150万円というのはそちらの調査をやらせていただくわけです。

実証実験はまだどことは決めておりませんが、ある程度規模的にそう大きくない農集部分でやりたいと思っていますけれども、これはまだ決定しておりません。このいわゆる調査をやっているいろいろな部分をクリアして行って、それから実証実験に入らなければなりませんので、まだもう少し時間がかかるようになると思います。

そして県の方では、今長岡でやっておりますけれども、いわゆる分別回収をして生ごみだけを堆肥化する施設でもって、そこでガスで電気を起こしているとかということをやりましたけれども、そういうこともひとつ視野に1回入れてみないかと、どちらの方が費用が安いのか、それも考えてくれというようなこともおっしゃっています。そういうことも含めて、これは今の150万円はそういう調査であります。実証実験の方はまだここで予算上あげておりませんので、もう少しお待ちいただきたいと思います。

時間的にはそう簡単に今年、来年でよい、というわけにはどうもいかない状況だと思っております。我々の方もなるべく早くできることなら進めていきたいと思っておりますけれども、もう少し時間をいただければと思っていますので、よろしく願いいたします。

○若井達男君 確かに個別浄化槽であればこれは汲み取ってやらなくてはならない。そしてこれを今、農集でやる、若しくは流域でやるということになると、確かに市長の今ほどのお話にあるように、貯留槽を多分設けなくてはならない。水質、沈殿槽、貯留槽、合併した中をもっていく、そして最終的に処理場に入る前に貯留槽を設ける。そしてそこを汲み上げするなり、何らかの形でそれをとったものを、それこそバイオで堆肥化するか、若しくは脱水した上で出す、溶融へ持って行って処理しなくてはならない。そういったところが実証で

なく今の試験の中の150万円でそこまでは、そうするとできないということ。そういった今のこの150万円については、そういった調査費であるというふうに理解すればいいわけですか。お願いします。

○市民生活部長 こちらの調査費につきましては、あくまでも経済比較という部分で、ではディスポーザーがどのくらい普及した時に、どのくらい市として余計な経費がかかるか、かからないかという部分を最初に整理する費用です。これを見極めた後で次にその実証実験についてということで、2段階でいきたいということですのでご理解いただきたいと思えます。

○若井達男君 この150万円の調査の仕方はわかりました。やはり、これこそ正に調査をやってみなければ、どれだけごみが実際減量されたかと実証実験をやってみないことにはわからないと思えます。そういうことで黒部浄化センター、これは今日の説明で委員長がどここということを言いました。ここに3万2,500人の人口の処理をやっておりますので、そしてこれはやはりディスポーザーをつけて、そこから流したものは貯留槽、沈殿槽を置いて、その先を今度はやはりバイオで堆肥化しておると。そういったところなものですから、これらをきちんとやるには、正に最初からこのラインで研究、設計をして施工したものでなければできないと私も思っています。

ただ、今この浄化槽がやがて来年、ほぼ整備される中にこのディスポーザーの取り入れとなると、本当に確かに慎重にしかかからないと、今現在のものにどれだけの負荷が出てくるか、対経済効果がどうかということが出てくるわけです。しかしながら、この一貫性をもって多分やらなければ、ただそれだけをするのであれば別にしなくてもいい。本当に今までの上出浦の件で、わかった水質汚染されないと、そういったことだけで完了しますので、その辺もひとつ含めた中に、この150万円のほかやはり実証実験はきちんとそこにつなげていっていただきたいということをお話しておきます。以上です。

○笠原喜一郎君 3点お聞きをいたします。まず最初に19ページの総合的保健医療体制ということで、実施設計予算が4,000万円ほど載っています。5月28日の全員協議会の時には、今度は実施設計ということですので、当然どういうものを作るかということ指定をしてするわけだと思いますけれども、28日の全員協議会の時には、第1期計画、第2期計画というような感じがあったわけですが、今回こうして出てきたわけです。先ほどちょっと新築というような話が出てきたわけですので、それらを含めてもう一気に場所もこの辺だということで、新しい病院を作ろうとしているその実施設計なのか、その内容についてまずお聞きをいたします。

それから22ページの観光交流拠点ということでお聞きをいたします。ようやく道の駅がオープンをするわけですが、そのオープンのセレモニーをどのようにやられるか。これはただ単に指定管理を受けた団体等を含めてやるということでは何かあるような感じを聞かせていただきましたが、ある意味これだけの初めての道の駅であり、また、地域の方々がどういうふうなことでここに関わるかという非常に大事な部分だと思います。このオープンセ

レモニーについてどういうお考えをもってやろうかとしているのか、それをお聞きをいたします。

それから24ページのリフォーム事業でお聞きをいたしますが、先ほど市長の説明の中だったと思いますけれども、追加部分の3,600万円については、補助事業が受けられなくて全額自己負担だと、市の持ち出しというふうになったわけです。去年、おととしとやられた中でこの事業は非常に好評で、とても5,000万円ではなくて、8,000万円、9,000万円とかという事業が予定をされていたわけです。

今年度は抽選ということでしたので当初予算で5,000万円を盛ったわけですが、今回、期限内に申し込まれた方は全て拾うということで3,600万円を補正されたわけです。これがもし昨年、あるいは一昨年の事業実績を基に当初予算に8,000万円等ということで載っていたのであれば、これの8,000万円の補助の何割かが補助という形になって、結果として今3,600万円を補正で市が単独で持ち出すというようなことが、ひょっとすればなかったのかというふうに思っているわけですが、その3点をお聞きいたします。

○医療対策室長 19ページの新市立病院整備実施設計業務委託料につきましてご説明を申し上げます。市立病院の医師でございますが、今副院長先生方を中心に我々と鋭意協議をしているところでございます。その協議中でございますが、前にも笠原議員の方からご指摘があったように、病院というのは患者も人であるし、あるいはその医療を提供する側も人ということになりますと、非常に全体の動線が、患者の動線、あるいは医師の動線が非常に重要だということで、先生方につきまして非常に強い思いがございました。

したがって、第1期、第2期ということで、当初6,000平米弱、それと4,000平米弱と分けてどうかということで当初予算に盛っておったわけですが、全体の動線をみないことにはとにかく病院はできないのだということで、非常に先生方の強い意志がございました。その辺で特別委員会、それから全員協議会の中で約1万平米ということで全体の枠といいますかをとらせていただきました。その中でいずれ1期、2期と分けるか、それから一気にするかというのは今、先生方と、また14日の日もいってまいりますが、協議しているところでございます。そういった中で9月補正というちょっと間に合わないという中でございますので、約1万平米の分の実施設計費ということで、4,000万円ほど追加させていただきたいということでございます。以上でございます。

○産業振興部長 道の駅につきましては、7月1日にプレオープンをしまして、7月8日の日にグランドオープンをするということでございます。一応9時半から開式をしまして、県知事様、それから北陸地方整備局の道路部長様等々からご臨席いただきまして、まず道の駅に認定をいただいたということで認定証の授与を行います。それからあと愛称を募集しましたので、その愛称の応募をされた方で当選された方の表彰式、あとテープカット、くす玉割り、花火というようなことで式典の部分を最初にやります。10時半ぐらいからステージショー、魚沼吹奏楽団、塩沢小学校様、中之島小学校様等々のステージショーを行いまして、最後はお笑いステージショーということでハイキングウォーキングの皆さんから盛り上げて

いただくというようなことで計画をしました。以上です。

○商工観光課長 オープンセレモニーについては今ほど部長が説明したとおりですけれども、私どもは道の駅、ともかく「四季味わい館」については直売所ということで、地域の皆さんの農業の振興とまた観光の振興ということで考えておりますので、28日に内覧会を午前、午後予定しております。地域の観光事業者や交通関係、タクシー関係者らに一応案内を出しまして28日に内覧会。

29日4時頃からですけれども、そこで郷土料理ちやわんめし「たっぼ屋」という方が運営されますけれども、試食会ということを計画しております。それから7月8日ですけれども、直売所をそれぞれ印象付けなければいけないということで、直売所の利用者、これは利用金額によってということになったと思いますけれども、先着何名にはまたプレゼントというようなものも考えておまして、直売所のものを皆さん方に広く周知していきたいと考えております。以上です。

○建設部長 それでは住宅リフォーム事業でございますが、最終的なまとめになりまして約1,049件ほど申込みがございまして、総工事費が約9億7,300万円ほどになっております。その関係で補助額が8,600万円ほどという数字になりました。

その中でご質問の昨年、一昨年の実績をみて、当初から要望すればはどうかということでございますけれども、まずこの社会資本整備総合交付金の中の効果促進事業というところで補助率が2分の1になっておるところでございます。そうした中で、施政方針でも出ましたけれども、道路関係でも要望額に対して8割だとか、そういう数字の内示しかないということでございます。

それで、県内でもこういう形でリフォーム事業を各市町村やっているところがございしますので、この辺についても、もし例えば8,000万円の事業費で4,000万円を要望したら4,000万円つくかということをおっしゃると、なかなかこういう時勢でございますし、県の内部の調整等々もございしますので、はっきりと8,000万円の要望をすれば4,000万円くるとは言い難いというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○笠原喜一郎君 まず最初に市立病院の整備の方からお伺いいたしますが、確かに第1期計画、第2計画を足せば1万平米という部分はあるわけですが、それを当初の第3案という部分は後ろで作って前を壊して、新しく増築ということであったわけなのです。それがよかろうという話だったのですけれども、いろいろな話の中で一気にやった方がいいではないかというような話も出てきたりした中で、そうするとまだ決まっていないということなのでしょう。決まっていない中で実施設計をしてくださいということは、なかなか描く人も描けないわけだと思います。ある程度こういうふうにやりたいんだと、こういう場所にこういうものをというものがあって初めて描けるのかなというふうに思っているわけですので、もう1回お聞きをしたいと思っております。

それから道の駅のことでありますが、今、詳しく説明をいただきました。私はこの前、6月3日の日に八海山の登山マラソンがあった時、宮田課長も来られていましたけれども、そ

の時に観光協会長が、オープンセレモニーに私は呼ばれてないんです、という話をしたわけです。それで本来、市の観光をあずかる観光協会長がそこに出席をしないようなオープンセレモニーというのは一体どうなのかというような感じをちょっと受けました。それで、今いろいろ説明がありましたけれども、その中に市の観光をあずかっている会長、あるいは市のその他の方々、そういう方々もきちんとやはり参加をして、そしてオープンを地域を挙げてやるのだということであるのかどうか、そこだけをお聞きをいたします。

それから、リフォームはいいです、わかりました。

○医療対策室長 ただいまの件でございますが、基本設計につきましては繰越しさせていただきまして、今、山下設計を入れてやっております。具体的に申し上げますと、前の駐車場をターゲットに案でございますが、先生方の方からどうせ——どうせという言い方は表現がちょっと悪いのですが——やるのであれば1期、2期よりも一気にできないだろうかということで非常に強い意向が示されております。そういった中で前の方の駐車場で何とか先生方の夢といいますか、思いを叶えるようにということで今具体的に図面を引いて、先生のところへ持って行って見ていただいてという作業をしております。8月いっぱいといいますか、9月にはもう実施設計を発注しませんと、期限といいますか27年6月というのは決まっておりますので、それに向けてということで補正の予算をお願いしたところでございます。以上でございます。

○商工観光課長 オープンセレモニーには、関係団体に案内を差し上げているところですが、確かに6月3日、本来ならば5月中に案内を出さなければならないところでした。けれども、案内の発送が遅れまして6月の5日過ぎに発送になったかと思えます。私どもの体制が4月1日に変わりました、その辺についてはご迷惑をかけまして本当に申し訳ありませんでした。

○牧野 晶君 それと同じ件なのですが、それこそ道の駅がやっとできたなというところで喜んでいるのですが、そのオープニングイベントを打つに当たって、私も聞いた話では全然地域とかに相談がなく、役所と農協さんで話したのがきたというので、できれば地域の人たちも非常に喜んでいるので、そこを混ぜた中でやっていった方が地域としての盛り上がりもできるし、市としての盛り上げにつながっていくのではないかというふうな思いがあります。そのところ、何回か本当は地域と農協と役所で会議をするなんていう話が当初あったけれど、それがなくなった理由についてご説明いただければと思います。

あと、16、17の一番下の常設保育園のコピー機使用料について、いきなり80万円という金額、細かいようで申し訳ないですけど、例えば当初の上げ忘れなのか、それとも新規で保育園なんて設置された記憶がないけれど、こういう数字がいきなりぼんと上がってくる理由がわからないのですがよろしくお願いします。

○商工観光課長 セレモニーですけども、当初塩沢産業まつりのような大がかりなということでも考えていたんですけども、直売所、一発花火でどんと上がるということではなくて、そこに皆さん方から周知していったということで、6月15日、7月1日それぞれチラ

シを配布してPRを行っていかうということと、道の駅が開設されてから細く長くずっと行っていたかような今回イベントを企画してやろうということで計画しております。以上です。

地域の方については、すいません協議はしておりません。一応地域協議会は立ち上げまして、そこではお話をしたのですけれども、このたびについてはうちと農協さんということでやろうということで進んでおります。以上です。

○福祉保健部長　コピー機ですが、この4月ですか全部入れ替えて、今まで例えば買い取ったものとか古いリースとかあったのですが、同じに全部一斉に入れ替えて、そういった関係で単価見直し等で、恥ずかしながら6月補正ということになりました。

○牧野 晶君　コピーはわかりました。次はないように注意してください。

それこそイベントの方ですけど、やはり地域の人たちは一緒になって話して決めていってほしかったという思いがあるわけです。この間も、市政懇談会があった後に区長会をやった中で、「じゃあ、餅つきをやるか」とか区長会の方でも「区長会で餅つきやるか」というふうな話があったけれど、「でも、そういう声も全然かからないし、どうなのだろう」というふうな、要はオープニングイベントの1か月ぐらい前のそういうふうな状況のわからない中でそういうものを模索したりして、後日、市や農協さんとも調整に行ったという経緯もあります。

できれば市と農協で決めるばかりではなく、地域の人もきちんと混ぜて、せつかく地域のまちづくり協議会を市長の発案で作っていい会になってきているのに、そこを使わないというのであればいつこういうふうなせつかくイベントができた時に作るのか。市長がもうずうずしているので答弁したいのかという思いがあるのですが・・・違いますか。

それと同時にあともう1個あるのは、当初産業まつりはしない中で、7月8日に産業まつり的なことをやるみたいな話だったのが、またどこからともなく11月3日、私は正直産業まつりをやってほしいというふうな思いがあったのですけれど、ふらふら、ふらふらされると、要は地域でも11月3日にイベントを作った点もあるわけです。今回出ている丸山のクロスカントリーとかもあたりもしますし、そここのところがぐるぐるぐるぐる回ると全部人手の問題も出てきます。本当にできればいろいろな意味でよくするためにいろいろな動きがあると思いますが、もう少しオープンに見えるようにしていただけると。どういうふうな動きをしているのかわからない点もあるので、ぜひもっとオープンに決めていく過程がわかればいいと思うのです。そういう点、頑張ってまた地域の振興にいてほしいと思います。こっちは答弁はいいので、ぜひお願いします。

○市長　前段につきましては、結局、あれを作る段階で地域協議会といいますが、皆さん方からそれぞれご意見をいただいて作って、そしてオープンという時になって、いわゆる地域の皆さんにそれ以上またご迷惑かけられないという思いがあったのだと思います。それはそれでまた地域の皆さんから十分ご参加いただくようお願いいたします。

後段の産業まつりについてはこれは市が主導ではなくて、塩沢の産業まつりの実行委員会

の方に我々はお預けをしてあります。やるのかやらないのか、やるならいつやるのか、これを早く協議をして決定してくださいと。ただ、やりたい方向だということは聞いているのです。やるとすれば11月3日かなということを行っていますけれども、石打の駅伝のトレールですか、これはそういうことも確か少しは考慮して時間帯が確かずれている、朝余り早くからではなかった・・・9時半ですか。何かその話は私はした覚えがあるのですけれども、南雲さんかな、観光協会長さんはそういうことも念頭にあったけれどもというような話をしていました。

ただ、これは我々が、市が産業まつりをやらないようにしようということは一切申し上げておりませんで、中島さんが会長だったか、塩沢の商工会とJAさんとにかくその意志はきちんと決定してくださいということは申し上げてあります。そちらが主導でやるやらないは今年度については決めますので、その点はよろしく願いいたします。

○中沢俊一君 19ページ後段になりますが、可燃ごみ処理施設運営費、飛灰の処理。放射線の関係で処理が難しい面もあったかなと思っていますが、どこへ持っていくようになったのか確認したいと思います。よろしく願いします。

○市民生活部長 この部分についてはこの前もお話したように本当に難しい部分であります。途中で受け入れできないというふうな話で、3月補正で一度落とさせてもらったのですけれども、それが何とかまたできそうな協議内容になってきたということで、今回ここにあげさせていただいたということですのでご理解いただきたいと思います。

○中沢俊一君 ということは九州まで持って行って、きちんとリサイクルができるということでしょうか。そこをひとつはっきりと。

○市民生活部長 そのようなことで今準備しているところでございます。

○関 昭夫君 1点お願いします。22ページ商工費ですが、説明の欄にあるわけではありませんけど、FIVBこれは一体どうなったのか。確か1年ぐらい前にも聞いた覚えがありますが、現状がどうなっている、施設をどうする、今後どうするのか。そろそろ、うやむやにしておけないのではないかという気がしますが、よろしく願いします。

○市長 状況についてはこの後、担当の方で説明しますが、廃止とかは全く考えておりませんで、去年から相当活動の幅が広がって、今年度も相当の活動が見込まれているところであります。なお、この施設の賃借料については23年度もやや厳しかったわけですので、いわゆる延長しています。減免はしません。延長していますので、今の今年度の状況については、産業振興部長の方で説明を申し上げますのでよろしく願いいたします。

○産業振興部長 地域に、FIVBの方も、非常に八海高校とかそういうところに指導に行っていて、昨年は国際のコーチの資格を取る合宿等を誘致したわけですが、今年もぜひやりたいというようなことで一生懸命やっておるところです。

ただ、何せ市長が申しあげましたように、母体の方がなかなか厳しい状況なので、今後とも地域の民宿組合さん等々と連携をしながら体育館に誘致をして、きたお客さんについては上の原温泉組合、それから地域の温泉旅館等に泊っていただくというようなことで、FIV

Bさんの方も努力していますのでそこら辺をご理解いただいて、今後見守っていただきたいというふうに思っています。以上です。

○関 昭夫君 何か先行きとして本当に大丈夫なのかなという気が非常にしておりますが、もうやめてもらうとかということは考えていないという先ほどの市長の答弁ですので。ただ、高額な投資をして非常に夢のあるような話だったのが、かなり小さく見えないほど小さくなったような状況ですので、しっかりと確認をしていっていただいています。

合宿者や何かがいれば地域にも貢献ができるということであればそれでいいとは思いますが、なかなかそこまでもいっていないのかという気がしていますので、ぜひ、きちんとしたことがいくように進めていっていただきたいと思います。

○寺口友彦君 2つほどお伺いしますが、まず1番目、27ページの図書館建設事業費。中小企業の基盤整備機構返済補助金が1,000万円減額で、これは認められなかった部分で、この分を補充するために土地購入費・建物購入費1,000万円を出すという部分だろうと思いますけれども、認められなかったという部分についてどういう理由であったのかお聞きをしたいと思います。

それから29ページの土地の取得費で7,541万3,000円ということで、土地開発公社の方の下薬師堂と天王町の分についてを買い戻すということですが、先ほどの資料の中でいくと用地費でみた場合でも、2つ足した分でも足りない訳なのですが、これは一部だけ買うのか、全部買って売却するのかという部分をお伺いします。

○総務部長 公有財産の方でございますが、これについては一部です。例えば下薬師堂ですとこれが1,300で、元々が2,400平米ぐらいあります。一部ということでお考えいただきたいと思います。それから天王町の方につきましては、一筆になっていましてもう一筆の方は、基幹病院の下になっていきますので、これも一部という表現がいいかと思えます。以上でございます。

○産業振興部長 図書館の部分ですが、実施設計の方で教育委員会の方で面積がほぼ確定しましたので、それをもとに計算をし直したところ、建物の約38パーセントが図書館部分として購入することになりました。あと土地については約32パーセント購入することになりました。

また、調査を続けていった中で建物の購入費に消費税がかかるというようなことで約1,080万円ほど賦課されるということが判明しましたので、予算の範囲以内でやりくりをしたということです。この部分については中小企業基盤整備機構との話合いの中で、理論償還額を当初3億円という話だったのですが、理論償還額の中で2億9,000万円で何とか返還についてご理解をいただいたということで今回の補正予算の上程につながりました。以上です。

○総務部長 あやふやな答弁で申し訳ありませんでした。先ほど報告の中にもございますが、下薬師堂は全面積で3,697平米ございます。そのうち1,310平米ということで考えておりますし、天王町公共用地につきましては5,064平米ございますので、そのうち2,

243.36平米ということでございます。以上でございます。

○寺口友彦君 土地についてはわかりました。

この図書館の方でありますけれども、消費税分がまだ1,080万円ぐらいという分で、この分は本来でいえば土地ではありませんので減額しなければならないという部分だということとはわかりました。この部分については要するに道義的責任という部分での3億円という返済補助金ですか、こういう形はどうかということでも3月の方では議論させてもらったわけなのです。けれども、この部分については要はこの3億円、今度は2億9,000万円になった分、これを入れた分について今後はもう一切市では支援しなくてもかまわない、必要ないのだと、そういう部分についての確認はできたのかどうかお聞きをします。

○市 長 それについてはほぼ確認をしておりますし、また、取締役会等できちんとした覚書的なものを議決していただいて、議事録にきちんと登載をして、その後正式に市の方と覚書を交わすという手はずになっておりまして、話としてはもう全てついております。

○寺口友彦君 その際に、貸手、あるいは借り手、それから第3セクターで最大の出資者の一人である、旧六日町、今の市でありますけれども、それぞれの責任分担といいますか、その部分も含めて覚書の中にはっきりと明記をされるということでしょうか。

○市 長 貸手、借り手、借り手はいわゆる六日町街づくり株式会社、貸手は中小企業整備機構と、そしてそこに県が入って、経由して入ってきているということですから、貸手は機構と県だというふうに理解をしておりますが、これについては文章で確認ということではしませんけれどもきちんとした言質はとってございます。

市が3億円の最大出資者であると、それはそれでわかります。出資者でありますけれども、今後については一切責を負いませんと、負うことをまた求めない。そういうことを取締役会で議決をいただく、これが一番法的に根拠が出てこようかと思えます。

この株が3億、うまく売却でもできればいいのですけれども、まず買手がつきませんし、まさか無償で譲渡ということも簡単にはできることではありませんので、株主としての部分は残りますけれども、会社が、申し訳ございませんけれども倒産をしたという場合に、株主が責任を負わなければならないという部分はまずないと思えます。いわゆる取締役になつていたりとか、経営に直接タッチして、枢要な職務についていたとか、あるいは先ほど議員が触れていただいた設立時の部分から含めての道義的責任的な部分は、今回で果たすということだけでけりがつくわけでありまして。今後はそういう形できちんと精査をして、会社と市の覚書、会社の方は取締役会の議決事項としてきちんとした議事録に残しておく、ということでは決着は図れるものと思っております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第71号議案 平成24年度南魚沼市一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第71号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第25、第72号議案 平成24年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○市 長 第72号議案につきまして提案理由を申し上げます。今回の補正は収益的支出におきまして、本年4月に医療技術職員就学資金貸与看護師、この申込みがあったことから、貸与に必要な55万円を予備費から医業費用の研究研修費に充用するものであります。したがって、収益的収支の予定額に変更はございません。

一方、資本的収支のうち、大和病院事業資本的収支では老朽化した透析システムを更新するため要望しておりました新潟県の補助事業、へき地医療拠点病院施設整備事業、これが現時点でまだ目処がたちませんので、起債により対応させていただきたいと思っております。そういうことで資本的収入の企業債、及び資本的支出の建設改良費にそれぞれ1億円を追加するものであります。これによりまして、大和病院事業資本的収支及び支出の予定額を、収入2億8,718万円、支出3億4,491万円にそれぞれ改めさせていただきたいものであります。

新病院事業資本的収支では大和病院の駐車場整備に伴う工事請負費、新病院建設に伴う調査設計委託料に不足が生じたため起債で対応するものでありまして、資本的収支の企業債、及び資本的支出の建設改良費にそれぞれ5,000万円を追加するものであります。これによりまして、新病院事業資本的収入及び支出の予定額をそれぞれ1億4,500万円に改めさせていただきたいものであります。詳細につきましては、大和病院事務部長に説明させますのでよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○大和病院事務部長 それでは説明させていただきます。6ページ、7ページの実施計画明細書をご覧くださいと思います。収益的収支の支出でございます。今ほど市長が申し上げましたように研究研修費、これは就学資金の貸与、看護師です。5万円ですが5月からですので11か月ということで55万円、これを予備費の方から充用させていただきました。

それから資本的収入及び支出でございますが、まず収入です。大和病院事業資本的収入ですが、企業債1億円、これは病院事業の企業債でございます。それから新病院事業の資本的収入で企業債、同じく5,000万円でございます。

それから支出でございますが、大和病院事業の資本的支出でございますが医療機器の購入費、透析システムの更新ということで、これは昨年も補助金であげましたが東北大震災の影響で落とさざるを得なくて、今年もまた引き続きあげてありますけれども、先ほど市長の説明どおり見通しがたたないことから、もう透析機械は限界にきておりますのでここでだめな場合は、こちらの起債の方で対応させていただきたいというものでございます。

それから新病院事業の資本的支出でございますが、建設改良費でございます。先ほど一般会計からの繰り出し等にもございましたが、1つは駐車場整備工事請負費でございます。駐車場の整備、これは大和病院の代替駐車場の整備でございます。当初予算で1,500万円ほどみておったのですが追加で1,000万円。それから、2節の委託料、これは先ほどの新病院の設計委託料4,000万円でございます。当初8,000万円ですので併せて1億2,000万円になるものでございます。

最初のページに戻っていただきまして、1条は総則、2条は収益的収支の補正、3条は資本的収入及び支出の補正でございます。それからめくっていただきまして2ページ目、4条は企業債の補正でございます。下の方の補正後をご覧いただきたいと思いますが、建設改良費合わせて限度額を3億3,500万円とするものでございます。

それから5ページの資金計画をご覧いただきたいのですが、受入資金の方では企業債、これは1億円と5,000万円の分を合わせて1億5,000万円が増額されておりますし、支払資金の方では建設改良費、これも同額の1億5,000万円が増額されております。したがって差し引きは同額で変わりがございます。説明は以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第72号議案 平成24年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第1号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第72号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第26、第73号議案 工事請負契約の締結について(大原運動公園野球場土木工事)及び日程第27、第74号議案 工事請負契約の締結について(大原運動公園野球場建築工事)の以上2件を一括議題といたします。2件について提案理由の説明を求めます。

○総務部長 それでは73号と74号を順次ご説明を申し上げます。第73号議案の方からご説明を申し上げます。本件は5月31日制限付き一般競争入札に付しました大原運動公園野球場土木工事につきまして、工事請負契約の締結の同意議決を賜りたいものでございます。議案をご覧いただきたいと存じます。1の契約の名称でございますが、工事番号が「ス

ポ公園改第1号」大原運動公園野球場土木工事であります。2の契約の方法は、制限付き一般競争入札でございます。3の契約金額は、5億6,878万5,000円でございます。4の契約の相手方は、元店・カネカ特定共同企業体であります。代表者及び構成員は記載のとおりでございます。

7ページの入札調書をご覧いただきたいと思っております。1企業体が辞退をされましたが、入札参加が2企業体でございまして、税抜き5億4,170万円で元店・カネカ特定共同企業体の落札でございます。落札率は96.61パーセントであります。既に議案をご覧になっておられますので説明は割愛させていただきますが、次の8ページに工事概要が記載をされておりますし、9ページ以降に一般平面図、舗装平面図、舗装工の構造図、アクセス道路標準横断面図がございますし、3ページから6ページに仮契約書の写しが添付されておりますのでご覧を賜りたいと思っております。

それから第74号議案でございますが、これにつきましては1の契約の名称が、工事番号「スポ公園改第2号」大原運動公園野球場建築工事であります。2の契約の方法は、制限付き一般競争入札でございます。3の契約金額は7億2,429万円でございます。4の契約の相手方でございますが、新潟セルテック・笛田特定共同企業体でございます。代表者及び構成員は、記載のとおりでございます。

7ページの入札調書でございますが、入札参加が3企業体ございまして、税抜きで6億8,980万円で新潟セルテック・笛田特定共同企業体の落札であります。落札率が96.52パーセントであります。本件も既にご覧になっておられますので説明は割愛させていただきます。

なお、本件に付随をいたします「スポ公園改第3号」電気設備（強電）工事については2つの企業体が入札参加をされまして、税抜き1億3,650万円、落札率97.36パーセントで富山研電舎特定共同企業体が落札となりました。また「スポ公園改第4号」電気設備（弱電）工事につきましては、3つの企業体が入札参加がありまして、税抜き1億415万円、落札率にして99.76パーセントで小島・阿部特定共同企業体が落札となりましたのでご報告を申し上げます。

以上でございますが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いいたします。以上です。

○議 長 一括して質疑を行います。

○佐藤 剛君 この件は3月議会で修正案をだして残念ながら否決になった件なのですが、これは結果として継続費21億円も含めて議決になったことですので、無理のない中では私もそういう経過からして、そう反対もできないかなというところがあるのですけれども、気になるところをちょっと聞いてみたいと思うのです。ここで今、継続費の関係ですけれども、継続費が年割額で議決になりました。この2件を足すとまだそこには達していないわけですし、先ほどお話があったのを足してどうなのかというところがあるのですけれども、まず、当然のことなのではあるけれども、その年割額の中に収まっているのだろうし、だろ

うということ。そして、若しくは年割額以下で収まるようなそういうことになっているのか、その辺を聞きたい。最初の予定した年割額より安く収まるのか、そこら辺を聞きたいと思うのです。

もう1点は継続費で3か年21億を議決になったわけですが、先ほど委員会の中で1月30日の全員協議会の中では若干の、小さいところですが変更になったということなのです。ここで今提示されているこの工事内容については、おおむね1月30日に提示されたところ、そしてまた当初予算の中で想定した事業内容と変わらないのか、というところについて聞いてみたいと思います。

○社会教育課長 1月30日の議会全員協議会から変わらないかということですが、総務文教委員会の報告でもありましたように、駐車場の形状とか配列の仕方、そういったもの。それから、野球場の管理棟の屋根の形状、そういったものが若干大きく変わったところですが、それは金額にそれほどの違いがなくておおむね1月30日の全員協議会で説明したとおりでございます。以上です。

○総務部長 さっきの継続費でございますが、当然継続費の中でやっていかなければならないものでありますので、この後2期として多目的グラウンドの方が出てきて、総額で21億円という中で収まっていくというふうに考えております。以上です。

○佐藤 剛君 私が心配するというか、聞きたかったのはまず継続費の関係ですが、継続費は大ざっぱな形で年割額で議決をしました。その中で、その年度、年度の中での利用計画が細かくなっていくのですけれども、例えば私らはできるだけ経費が安くあがるようなことを望んでいるわけなのですが、そういう中で年割額の計画の中で、それが小さくなるような可能性があるのかどうかということをおおむね1回聞いてみたいと思います。

事業の計画の方ですけれども、屋根の形状が変わったということなのですが、相対的な、それも年割額の中の予算の範囲以内でしょうけれども、予算額的に大きな違いが出たのかどうかのところを大ざっぱでいいのですけれども聞いてみたいと思います。

○総務部長 継続費ですので、今朝お願いしましたように当然繰り越していくということになるわけですし、継続費そのものを小さくすることが必要になれば、それはまた継続費の変更議決をいただければいいわけですので、仮にもう少し何かで安くなってしまった場合には、継続費として議決をいただければそれはそれでいいと思います。ただ、一般的には消防もそうですが、総額で組んでいますので、余ると逡巡繰越をしていって最後にもっていくという格好になります。以上です。

○社会教育課長 屋根の形状等の変更によって、大きな金額的な変更があるのかどうかということですが、74号議案のページ数にして12ページをご覧くださいとよくおわかりになりますけれども、1月30日の議会全員協議会では、これとちょっと違った形だったかと思います。半分がこれはどちらも鉄筋コンクリート造りですが、こういった片流れの屋根、半分がこの陸屋根方式にさせていただきました。これが最も管理上便がいいということでございます。金額的にはそれほどの大きな違いはないというふうに考えてお

ります。以上です。

○岡村雅夫君 今の質問と若干だぶりますが、配られた資料で野球場エリアというところで、変更後では13億4,800万円ということなのですが、今報告があったのを足した場合、要するに項目がもしこの野球場エリアで幾らいくらと、13億4,800万円だということが今まで示されていたわけでありましたが、そうした中で今回入札の結果としてそれが幾らになったかということを示していただきたい。そうしないと、さっき報告で電気が2つに分かれていたのですかね、それをひとつお聞きします。

○総務部長 今申し上げたものを4つ足しますと15億4,575万7,000円になります。15億4,575万7,000円、落札をしたものを合計いたしますと、ということです。以上でございます。

○社会教育課長 今、野球場エリアでというお話でございますけれども、今回入札されましたのが、いわゆる野球場だけではなくて駐車場、あるいは調整池、そういったものもだいぶ含まれております。したがって、野球場だけを取り出すということがなかなかこれは難しいのですけれども、私どもとしては野球場エリアでその先ほど申された金額以内に収まっているものというふうに思っております。以上です。

○岡村雅夫君 私たちはこれをチェックする義務があるので聞いているのですね。総額27億5,900万円というのが1期プラス2期を足してということが示されて、そして項目ずつに分かれているわけでありまして。ですから、分ける、分けないとかという問題ではなくて、私たちはそれから、今入札価格は10億4,575万7,000円だということでありまして、それに値する概算は幾らでしたかと、こういう意味でとらえて答えていただかないとわからない。あれも入れました、これも入れました、だから15億4,500万円かかって当たり前なのだ。こういう話ではちょっと理解ができないもので、そのではエリアに外れているものはこれとこれとこれで、ですから野球場が最初は10億というのが13億になり、今度は15億9,000万円になりという話まであったのが今度はどうなりましたかと、こういうことなのです。

○教育部長 今ほど阿部課長の説明したとおり、我々は工事をよりやりやすい区分で区切って工事を発注しましたから、岡村議員のいわれることがわからないでもないのですが、我々としてはそこまでの資料が必要だとは感じていませんでした。だから、今ここでその額を設計書から割り込んで幾らということは、申し訳ないけどできかねます。

○岡村雅夫君 では、逆に聞きます。考え方としてみると、要するに全員協議会でお話していただいたものは27億5,993万円、これ以内であればよしということでこの承認を求めている、ということですか。

我々はでは何を基準にしてこれを判断すればいいのか。全部入札して終わらない限りには我々はわからないと、こういうことの意味なのですよ、それでは。ですから、私はこの野球場エリアというふうに見た場合、どれだけ入札効果があったとか、あるいは今後ますます積み上げになっていくとか、そういうことが知りたいわけです。

ただ、今までの概算の計画の提示ではそういうふうにエリアずつに分けておきながら、今回はちょっとあれも混ぜた、これも混ぜた、駐車場も混ぜた、もうちょっとこうすればいいと思ったのでこうしましたと、というような話は、私たちは何も聞いていない訳でありますのでわからないのです。

○市長 全体事業費を出した部分で27億ですか、これは相当アバウトな部分もありますね、全体では。ただ、継続費をお願いしている21億、これについては相当積み上げてきたわけでありますので、それが大きく変更することは何か特別なことがなければいけません。それで今野球場エリアということで申し上げられていますけれども、この工事概要の土木の方ですけれども、見ますとまず野球場としてはここまで書いてあります。それから駐車場として周辺の駐車場で約150台、アクセス道路が延長約183メートル、調整池が1,350トン、1,049トン、それから185トン、1基と、こういう部分が全部入ってこれは土木の方で5億6,800万円ですね。

ですから、これを今私たちもこの部分が幾らでこの部分が幾らというふうに分割発注しませんでしたから、さっき部長が言ったようにここで急に、これを分割して幾らだなんていって出せといっても出せませんが、最初に示しておりますように野球場関係で約13億ちょっとと、これが大きくくるっていることは全くございません。それより安くなっています。安くなっているということは、今の入札の差額もありますし、最終的に調整した部分では私もその調整に立ち合いましたけれども、上がることはないということだけは確認しておりますので、上がってはいません。

だから調整池や道路や駐車場というのは別。野球場エリアといえばエリアですけれども、公園エリアですから、全部野球場だけに使うわけではないので、これは公園全体というふうに考えていただく。それを出せということであればこれは時間がかかりますので、いずれ数値として出しますけれども、今ここには用意をしていないということですのでご理解いただきたいと思います。

○議長 3回終わります。ほかに。

○牧野 晶君 入札がこういうふうにならず1回目が終わったわけですけど、その中で野球場とか全体の入札、1期工事の部分の中での入札が安くあがれば、多目的グラウンドの方の土の部分。あそこのところも人工芝を貼っていくというふうな頭がちょっとあったと思うのですが、そこところはやれるのかどうか。やはりあの部分だけ人工芝を貼っていないというのは、サッカーをする人としては今だと2面しか取れないけれど、今度その部分に貼れば3面取れることになる。きっと、多分安くあがったと先ほども言ったので、やってもらえるのではないのかというふうな思いがあるのですが、そこところのこれからの道筋について聞いていきたいと思っています。

あとそれと、地元のジョイントベンチャーで、地元が入札して地元で落札していったということはひとついいことだと思います。そこところ聞いていきたいのですが、私がどうしてもわからないのが、今回、建築の中に確か設備、機械を入れたわけですね。それは割

合が10パーセントだからというふうな話だと思うのですが、やはり多くの人にチャンスを与える設備と機械設備工事ですね。そこを多分建築の中に入れたと思うのです。設備機械工事だって聞くとところによると、ちょっと噂で入ってくるのが結構な金額だそうなのです。何千万円もする、6,000万、7,000万。それは今回のこの建築工事の1割以下なので、分離で発注しなかったということかもしれないが、今回ジョイントベンチャーを組んで地元の人たちでなるべく分けたというのは、ひとつはやはりいかに地域で回すかということだったと思います。それこそちょっと聞いてみたいのは電気は分けたわけですね。強電とこれで分けたのはある意味チャンスを与えたわけです。チャンスを与えるためにやった、いろいろな業者が本来であれば2ないしは3つ、建築、土木、又は電気で3つだったのが4つで分けたのだったら、機械設備も分けてやればよかったのではないのかと私は思いがあるのですが、そののところでお願いします。

○市長 今、どのくらい浮いたかというのは、大体96.61とか96.52ですから3パーセント前後が浮いたということです。電気の方は99とか97とかです、トータル的に約3パーセント。これが土木も入っていますけれども、今入札額では全体で15億円かかっていますから、4,500万円は予定よりは浮いたということにはなりますが、これが来年発注しますいわゆる多目的グラウンドの方の芝生化を全部あそこでやるか否かというのは、今ちょっとまだここで決定もしておりませんし、ですので、また十分検討させていただくということをご理解いただきたいと思います。

それから後段の方は、機械設備で何千万・・・ちょっとそれはわからないのでわかっただろうぞ。

○社会教育課長 建築の中に機械設備工事が含まれていると。なぜかということですが、私どもは都市計画課の方でいろいろな監理を当然業者も入って監理をするわけですが、本当は全部が全く1本で工事をしてもらうというのが、やり易さからいったら、それが一番やり易いわけであります。ですが、1本というのはちょっと現実的ではございませんので、その辺の兼ね合いで土木、建築、強電、弱電というふうに分けさせていただいたということになります。以上です。

○牧野 晶君 例えば、今泉博物館だって電気とか建築とか分かれているわけですね。設備とか分かれているし、今回のあそこの支援学校だって当然分かれているわけです。そこが分かれているのに、何でこれだけかいやつを分けられないのというのがあるわけです。その期待をしていた業者の皆さんだっているわけです。やはり、建築の下請に入ってやるのと全然違うわけですね。

みんながよくなるように期待して賛成している人だっているわけだし、逆に言い方は悪いですけど16と17ページいいですか。総文の大原運動公園建設スケジュール16、17ページの16ページのところをみれば、例えば真ん中のスケジュールがあるわけです。24年度土木工事、建築工事、あと電気工事、これは3本立てなのが、電気だけは分けられるのだったら——普通大体、私は必ず設備とか分かれてくると思っていたので、別に心配もして

いなかったのですが、どこの入札だって設備を分けているのに今回一緒なわけですし、何で電気を分けられて設備は分けられなかったかというのが、先ほどの答弁だと私は弱いのではないのかという思いがあるわけです。

電気だけ分けた理由というのを知りたいいろいろな巷の噂もあります。そういう点もありますし、何でなのだろうと。今回は本当に私は疑問ではしょうがない。そのところをぜひよろしくご答弁いただければと思います。

○市長 この設備関係は、私が当初聞いていた範囲では、何千万なんていう話がどこかで出ましたか。要は水道とかそんなすごい設備ではないのです。それで、担当の方からこれについては幾ら何でも建築と分けられないということで、それはそれでいいですよと言った覚えはあります。詳しくはまた副市長が話しますけれども、何かその人の噂だけでいろいろいわれても困りますし、それから電気を分けたのは、弱電、強電なんていうのは分けることだって当たり前といえば当たり前だそうですね、これは。ですから、額も結構張っていますから当然分けたということで、何ていいますか、裏があるとかそういうことはございませんのでご理解をいただきたいと思います。

○副市長 分割する場合ですが、やはり1つの建築の中に設備も入ったり、電気も入ったりします。その辺の全体的な業務量といいますか金額的なもの、そうしたものを参考に判断させていただくとともに、設計士さんのいろいろなまたアドバイスもいただいて、今ほど社会教育課長の方で申しあげましたように、現場管理からすれば1本で契約すればそれは受けた業者指導とかそういったものはやり易くなりますが、地元、あるいは業界のいろいろの要望の中でより多くの人にそういう機会も与えたいというようなことで、分散もさせていただくという中で今回4件に分割をさせていただいた。

例えば今言ったように調整池だとか駐車場はまた別のところだから、そこだって分割すればそれでもできるのではないかという、いろいろなあれもありましたが、何ていいますか全体的な中で一括でやるのが一番いいのですが、それを4つに分けたということでもあります。

それから、電気の方は先ほどいいましたように、強電と弱電と分けやすいそういう内容であったということで、それぞれ今回、どうして分けたといろいろの批判といいますかそういうことがこちらにはきます。その辺も十分加味しながら設計士さんのいろいろなアドバイスを受けながら、今回は4つに分けさせていただいたということです。

○都市計画課長 設備の関係、今回は建築の中に含めたという部分ですが、理由については今まで述べた中にも入っているのですけれども、そのほかにも全体工期、これは継続費を組んだ中でやっているわけです。造成工事から始まって、ある程度グラウンドの造成、野球場の造成ができてから今度は建屋といいますか、管理棟の方、メインスタンドの方ができてくる。そんな工程上の問題もありまして、その中で設備の、設備工事といいますか、給排水、衛生設備ということになるかと思うのですけれども、その占める内容というものが比較的少ない部分、それで工程が長くなっているということで、工程管理上、私どもの工程管理をする上からも建築の中に今回は一緒に含めさせてもらったということでございます。

○中沢俊一君　確認をさせていただきますが、15億4,500万、ここから野球場本体だけの工事費を推察しますと、公園環境整備が1月30日に配られたものから推察すると1億2,000万あります。これには駐車場、全部駐車場が入っていきまして調整池も入っているわけでありまして。公園アクセスというのが4,000万ちょっとあります。これは道路でありますから、今回のこの土木事業からこの調整池、道路、こういうものを引くと13億8,000万ぐらいが残るわけです。これが野球場本体の工事費として推測してよろしいかどうか、その辺の確認をさせていただきます。

○社会教育課長　そういうふうに引き算でいくと確かにそういうことになりますけれども、全くその時は概算で、これは更に詰めた実施設計上のものがございますので、必ずしもそういうことではございません。全体の中でその金額になったとしか言いようがございませんので、よろしく願いいたします。

○中沢俊一君　それほどいい加減な見積りと私は思わなかったものですから、そういうふうに勝手に今推測させていただきました。普通常識で考えればそうだよな。

それで、市長にお伺いしますが、平成18年12月の記者発表で8億から10億、これでも当時の・・・1年ずれていたかもしれませんが、ではそれにしましょう。それで8億から10億、それでも狂気の沙汰という発言、忠心があったわけです。こうしてみるとかなり発表とはかい離がありますが、その辺について市長の感想をひとつ聞かせてください。

○市長　私が記者会見で申し上げた数値は、佐藤池球場を参考にすれば8億から10億前後ではないかと、こういうふうに触れています。全く積算はしておりません。それがいつの間にか「10億の野球場はいらない」というキャッチフレーズになりまして10億というのが定着をいたしました。全く私は積算をしたわけではありませぬので、それは記者会見の席上でもきちんと申し上げております。佐藤池球場を参考にとれば大体それくらいかかるだろうと、こういうことを申し上げております。

ですから、今それが例えば13億になった、そういうことがどうだこうだということは特に考えはございません。当時から比べれば工事費の高騰等もありましょうし、佐藤池ほどまたある意味では観客席の方はグレードが高い部分でもないわけですね。ですから、その辺はどうともいい難いですが、ひとつはある程度、今の初期投資額が高額になった理由は、人工芝だと思っております。ただ、これは後々の維持管理費を考え、あるいは球場の使用率を考えれば、初期投資が若干高くても必ず将来的にはその方が有利になると、そういう思いの中で人工芝を選択させていただいたわけでありまして。

それからさっきも言いましたように、この中でこれとこれとこれが野球場ではないから、これを引いて幾らだという数値は用意してありませんから、ここでは出せませぬけれども、必要であればそれは——ただ、それが出ないからこの議案に対して賛否の議論ができないなんてことはだめです。そうですよ、それはだって我々は請負契約ということで出しているわけですから、その内容がどうだこうだ、そこを出さなければ何てことはそれはだめです。ただ、私は担当によく確認をしていたのは、議会の中でも13億何千万とかという話をしてい

るのだから、それが大幅に上回るようなことだけは絶対だめです。500万円、1,000万円がその上下というのは、それは私はわかりませんが、億単位でくるうなんてことはまずあり得ませんので、それだけは私が責任をもって申し上げておきます。ですから、私は当初示した額よりは、請負率も含めれば安くなっているものだと思っています。

○議 長 審議の途中ですが、本日の会議時間は日程第27までしたいので、あらかじめ延長いたします。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 第73号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「議長、22番」の声あり)

○議 長 まず、反対討論。

○中沢俊一君 私は本提案に対して反対の立場で討論に立たせていただきました。新聞発表で10億という野球場建設のニュースが伝わって、市民にある意味、軽い怒りが——軽かったかどうかは知りませんが、広がったことは確かであります。私も戸惑いました。3月の議決で修正案が出まして、それに私は賛成しました。その立場でありますから、本来の趣旨とは違うかもしれませんが、私はここで反対の立場で討論させていただきます。

この5月3日憲法記念日のテレビ番組で、大日本帝国憲法についての放送が流れました。明治5年、140年も前の話ですけれども、岩倉使節団が伊藤博文、大久保利通らに乗せてアメリカ、ヨーロッパに、新しい日本の姿これを探りに行った。最初に上陸したアメリカでは、議会を見て、活発な議論に感心をした。しかしながら、ここではこういう感想を述べたと、これがテレビ番組でも紹介されました。議員を公に選び、法律を多数決で決めるのは一見実に公平に見える。しかし、議員全員が最高の俊才たちではあり得ないから、大議論の末に多数決で決めれば上策が採用にならず、下策がとられることが多い。これらは全て二院制共和政治の残念なところだと、こういう紹介がありました。

5月10日、私は東京のある自治地方政治の研修会に参りました。前にも紹介しましたが、元志木市長の穂坂さんが主宰する研修会で行われました。そこで紹介されたのは新聞でも発表にもなりましたが、住民が行政、議会にどの程度満足しているかということでありました。70パーセント、80パーセントを超える住民が、行政、議会に批判的でございます。我々の意見が生かされていない。これについての検証という、そういう内容の研修会で行われました。

民意をいかに生かしていくか、これなくして議会の信頼は得られない。当然それなりの行政、議会経験者がパネラーとして、発表してきたわけでございます。私はこの演壇の後ろに

国旗と市旗が掲げられたことに、私は非常に敬意を表します。我々は国民であり、国のあり様を無視して地方政治を語ることはできない。また、市民の立場目線を無視して地方議員であることはできない。

南魚沼市議会は職員の人件費まで込めれば2億に近い予算を費やしているわけであり、議員諸兄に私はこの民意という立場をどの程度、しん酌をしながら係争するか。これをもう一度一緒に考えていただきたい。そのことを申し上げたくて私はここに立ちました。

以上で私の申し上げたいことは終わりますけれども、少し二代表制を狭く捉えていすぎはしないか。私はそれが今一つ心配でございました。以上でございます。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

○井上智明君 私は今ほどの反対討論を聞いて、突然手を挙げました。反対の意味が全くわかりませんでした。この本議会に議案として上程されて我々に審議を求められたのは、工事請負の締結についてということでありまして、これを私たちは何を判断材料にして賛成、反対をするかということ、この中に書いてある調書、あるいは入札の金額、これらが齟齬がある場合には当然私たちは反対しなければならない。ところが、最低価格は書いてありませんけれども、96.6パーセント、妥当な金額であると。多少高いと思われることもあるかもしれませんが。参加社も1社だけではなくて、1社は辞退していますけれど2つ企業体が参加している。何らこれを見て反対する理由にならない。

まして、予算は通っていきまして、予算の範囲以内ということであれば、この案件について、工事請負の締結について反対するには私はどこを見ても反対する理由が見つからない、そう思っています。先ほどの反対者の討論は自分の思いをとうとうと述べただけで、反対する理由が全然なかったというふうに私は感じています。私はこの議案書を見て内容を精査した結果、本締結には反対する理由はないという判断をもって賛成の討論といたしたいと思えます。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

○岡村雅夫君 私は73号議案、74号議案について反対の立場で討論に参加させていただきます。私は今までの議決の際にも言っておりましたが、過大な野球場はいらないということでもあります。そして、概算予算等が示されてきておりまして、それが私から見るとどんどん上がってきたということでもあります。総額27億というような、こういった計画に膨れ上がってきているわけでもあります。

そういった中で、今回この工事請負の締結についての賛否ということではありますが、14番議員が言うことはひとつの手法であります。しかし、私はそれを確かめるために先ほど自席で、常に我々に説明のある概算工事額についての対比を聞きました。しかし、それは準備していないということでもあります。

私は社会教育課長にもどういった入札内容ですかということをお聞きしておりました。いろいろな物が入った15億9,000万の入札調書ではないかというふうに聞いた覚えがありますが、それはあれが入り、これが入りで、我々が判断基準がなくなるというひとつの手法、この手法を私はさっきお聞きしたわけでもあります。そして、市長は後で示すとい

うことでありますけれども、そして出てくる言葉が、要するに概算予算の範囲を出ていないと、安くあがっているはずだと、平均3パーセントと、こういうことであります。

また最初に戻りますけれども、やはりどういったことで、どういった工事にすることによって、それほど過度な建物でなくなるとか、設備でなくなるとかというようなことが説明あるのかというふうには思っていたのですが、入札効果、入札効果という説明の中では、私が期待した言葉が出てこなかったということでもあります。

もう1点申し上げますが、その入札差額で多目的グラウンドを人口芝にというような希望も出ております。これはもうまるっきり本末転倒な話でありまして、浮いた錢で更にグレードアップをしていこうとこういうことでありますが、既に事業は説明済みであります。そうした中で、私はサッカーの人口芝と野球の人口芝というのは違うものだというふうに思っています。そういう点でまだまだこれから、そういった説明もきちんといただかなければならないというふうに思っています。

以上、私が判断をする基準を求めたのに、それがなかなか明解に出てこない、範囲以内であればいいだろうという、この論拠には私は納得いくものではありません。以上、反対討論にかえます。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

○樋口和人君 私は73号議案、74号議案、この議案に対して原案賛成の立場で討論に参加させていただきますけれども、先ほど賛成の理由については14番議員の方できちんと話をしました。私ももうそれ以上ということはないと思ったわけですが、今ほど24番議員の方で反対の理由として、それぞれの項目を出せと。見積りの小さなそれぞれの項目で幾らいくらというのを出してきなさいと、それが無いから私は賛成できませんというお話がありました。

私は入札というものはこういうものだと思います。各々小さな項目の積み上げではなくて、全体の金額を出した中、その中でそれぞれの業者がどうやって自分の落札できるところへもっていくかということで、多分業者さんもこれについてはここまで下げよう、この項目についてはこれだけ下げるという考え方ではなくて、全体に出た中から総額として下げていくということですので、今のこの入札のあり方を否定するという、この辺は私はちょっと容認できないということです。そのことを申し上げた中で先ほど14番議員の話にありました、この契約案件につきましては何の齟齬もありませんし、何ら業者さんから出ているものについて、私どもは賛成に値する契約案件だと思っていますので、私は賛成の立場で討論に立たせていただきました。大勢の皆さんの賛同をお願いします。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

○牧野 晶君 私はこの2件について賛成の立場で討論に参加させていただきます。それこそ先ほどの15番議員とかぶる点もありますが、私たち議員は数字を教えてくださいというの

はこの場で言うだけではなくて、私たちは調べて聞きに行けばいいわけです。そのところをしないで、ここで答えないから、そこで答えないから反対というのは、私はちょっと乱暴ではないのかというふうな思いがあります。

私はこの場に出てくる前に、電気が幾らで落札されたか、みんな財政課や社会教育課、それと部長のところに行って資料を提出してもらって、では土木、建築、強電、弱電これが幾らなのかというのは、私はその資料を持っています。ただ、内訳は、野球場の総額の内訳については持っていないですけど、そういうことをするのも議員の仕事で、ここでしっかりと判断する、その材料を収集するのも日々の議員活動だと思っています。私はこの私の発言に賛同いただけるのではないのかというふうな思いがありますので、ぜひ大勢の方から賛成をしていただければと思います。

また、ちょっと予算が少なかったから、予算が圧縮されたから多目的グラウンドの芝生について人口芝をもうちょっと広げてというふうな、そこはもうだめよというふうな声がありますが、やはり先ほどだって補正予算が出たものがあるわけです。それこそリフォーム補助金、リフォーム補助金は当初5,000万円で説明がありました。そこを今回広げてくれたわけですよ。そのところで賛成を、そのところでもう1回説明をしているのに、そのところでまた、この時はいいけど、ここはだめというのだと、私は筋が通らないのではないのかというふうな思いがあります。

本当にぜひ明るく元気にこの6月議会、頑張ってみんなで賛成していきたいと思しますので、大勢の方の賛成をよろしくお願いします。

○議 長 討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第73号議案 工事請負契約の締結について(大原運動公園野球場土木工事) 本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって第73号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第74号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第74号議案 工事請負契約の締結について(大原運動公園野球場建築工事)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

反対の声がありますので、起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって第74号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。次の本会議は6月18日午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでございました。

(午後5時13分)